

議案第 6 1 号	令和 4 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	5 1
議案第 6 2 号	令和 4 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	5 1
議案第 6 3 号	令和 4 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	5 1
議案第 6 4 号	令和 4 年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 1
	議会改革特別委員会報告について	6 7
	議員提出議案第 9 号 下郷町議会の会期等に関する条例の設定について	7 1
	閉会中の継続審査申出について	7 1
	閉会	7 2

令和4年第4回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	令和4年12月15日			
本会議の会期	令和4年12月15日から12月22日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和4年12月15日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和4年12月15日	午前10時31分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 室井 哲	参事兼総務課長 湯田 英幸	総合政策課長 玉川 武之
	税務課長兼会計管理者 佐藤 貴博	町民課長 室井 節夫	健康福祉課長 佐藤 英勝	農林課長 只浦 孝行
	建設課長 猪股 朋弘	教育委員会教育長 湯田 嘉朗	教育次長 湯田 浩光	農業委員会事務局長 大竹 浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 荒井 康貴	書記 室井 徳人	書記 芳賀 沼崇	書記 正
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和4年第4回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：令和4年12月15日（木）午前10時開会

開 会

開 議

諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

5 番 星 昌 彦

6 番 玉 川 邦 夫

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提案理由の説明

日程第 4 令和4年度所管事務調査報告

（1）総務文教常任委員会

（2）産業厚生常任委員会

日程第 5 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

令和4年度もあと僅かとなりました。本日から8日間、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回下郷町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に本年9月定例会から今定例会までの間の議員の皆様の活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

以上で諸般の報告とさせていただきます。

○議長（小玉智和君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において5番、星昌彦君及び6番、玉川邦夫君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小玉智和君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月22日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に関わる議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和4年第4回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、議案8件をご提案いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、11月の臨時会におきまして、議員の皆様から新しい副町長の選任の同意をいただくとともに、同月24日付でそれに伴う職員の配置を行ったところでございます。新たな体制の下、議会と行政が一体となり、町民の皆様の負託に応え、未来創生交流のまちを築いてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、新型コロナウイルス感染症であります。県内の新規感染者数は3,000人前後で推移しており、これから年末の帰省時期や厳冬期に向け、気が抜けない状況が続いております。皆様におかれましては、引き続き季節性インフルエンザと併せ、基本的な感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。

さて、内閣府が発表しました11月の月例経済報告によりますと、前月に引き続き景気は穏やかに持ち直しているという基調判断が示されており、景気後退の要因である半導体不足等が少しずつ解消されつつあるとの動きが見られます。しかしながら、私たちの生活において景気回復の予兆は感じられず、光熱費及び物価高騰など消費低迷の状態から脱却できない状況であります。このような現状を踏まえ、先月の臨時会において物価高騰影響の緩和や消費者の下支えを通じた生活者支援に係る電力・ガス・食料等価格高騰緊急支援給付金事業を可決いただきました。速やかに事務を執行するとともに、引き続き景気の動向等を踏まえ、社会情勢を注視し、地域経済対策に生かしてまいりたいと考えております。

それでは、提案理由の説明に先立ち、最近の主な出来事についてご報告させていただきます。11月5日から6日にかけて、第59回町文化祭が下郷ふれあいセンターにおいて開催されました。町文化祭実行委員会の主催で開催され、会場には保育所や小中学校の児童生徒、老人クラブの皆様による絵画やハンドメイド作品など多くの作品が展示されました。2日間で864名が来場し、各団体の活動成果を鑑賞しました。また、11月5日には第15回下郷ふるさと祭り軽トラ市も開催されました。メイン会場の町役場前駐車場では、農産物やフリーマーケットなど13店舗が出店し、役場前のステージでは大川溪流太鼓保存会の演奏、郷人によるよさこい演舞などが披露され、会場を盛り上げました。また、大川ふるさと公園においてグラウンドゴルフ大会なども開催されました。ふるさと祭りは、昨年、一昨年と中止されていましたが、今回規模を縮小しながらも3年ぶりに開催され、多くの町民が来場いたしました。

11月20日には、第34回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会、ふくしま駅伝が開催されました。16区間95キロで、52チームが出場しました。下郷町チームは昨年不参加だったため、今回2年ぶりの出場となり、中学生中心のメンバーでありましたが、参加できることに感謝しながら最後まで走ることができました。

11月18日には、会津縦貫南道路小沼崎バイパスの下郷大橋の見学会が開かれ、下郷中学校1年生の皆さんが橋を見学し、初の一般公開となりました。橋の両端に取り付けられている銘板には、下郷中学校の生徒4名による揮毫が使われております。下郷大橋は、令和5年3月に完成する予定で、小沼崎バイパス区間の完成へ向け、着々と準備が進んでいるところであります。

11月27日には、国道118号鳳坂工区の開通式が同工区の鳳坂トンネルにおいて執り行われました。福島県主催で下郷町や天栄村、工事関係者約70名が出席し、開通を祝いました。会津と中通りを結ぶ鳳坂峠、急カーブや冬季の路面凍結などにより安全な交通に支障を来し、この区間の改善は地域間の物流支援、観光振興、救急医療の円滑化につながると期待されております。今後とも会津縦貫南道路と併せ、道路交通網の整備を推進し、会津の玄関口として未来への扉を開く役割を果たしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

11月28日には、介護予防、高齢者生活支援を積極的に推進している個人、団体を表彰する厚生労働省老健局長優良賞を沼尾区が受賞いたしました。沼尾区におきましては、令和3年度介護予防推進活動知事賞に引き続きの受賞ということでございます。沼尾区は、住み慣れた地区で生活し、介護予防を図る目的で平成31年度から区民全員で支え合い活動に取り組まれており、今回の受賞は区民全員が参加する体制を確立し、区民による生活支援や介護予防活動を展開してきたところが評価されたものであると思っております。

また、12月11日には、福島県福島民友新聞社主催による豊かなむらづくり顕彰むらづくり部門において倉区が選出されました。この表彰は、地域などでの村づくりや農業生産活動で顕著な業績を収めた6団体に送られるものです。倉区におかれましても、令和3年度福島県多面的機能支払交付金優良活動組織表彰において最優秀となる知事賞を受賞し、引き続きの受賞となります。倉区は、圃場整備をきっかけに農業生産基盤の強化や地域活性化、地域資源の継承などを地域一帯となって進めている点が評価され、唯一全国顕彰に推薦されるものです。

2つの地区におかれましては、今までの活動に対し経緯を表しますとともに、心よりお祝いを申し上げます。また、このような取組が地域活性化、地域振興につながることを切に願うものであります。

12月13日には、福島県交通対策協議会会長表彰伝達式が行われました。これは、12月10日付で下郷町交通事故死者ゼロ1,000日達成により執り行われたもので、南会津地方振興局長が来庁され、表彰状を受け取りました。引き続き町民の皆様が安全安心な生活を送り、幸せな日が続くよう啓発活動に尽力してまいりたいと思っております。

それでは、本定例会にご提案いたします議案8件についてご説明を申し上げます。

議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会勧告及び県の取扱いに準じ、職員の給与について改定をお願いするものであります。改正の概要でございますが、給料表につきましては民間給与との格差0.21%を埋めるため、初任給を中心に若年層の給与月額を引き上げ、また期末、勤勉手当につきましては民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を0.10月分引き上げ、期末

手当、勤勉手当にそれぞれ0.05月分配分するものであります。

議案第58号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、町長、副町長、教育長に係る期末手当の支給月数を0.05か月分引き上げる改正をするものであります。

議案第59号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第5号）でございますが、既決の予算の総額に歳入歳出それぞれ8,062万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億3,674万9,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明を申し上げます。地方交付税でございますが、普通交付税の算定により追加補正6,198万4,000円となっております。

分担金及び負担金でございますが、保育所広域入所委託金、受託児童の増加による追加補正209万7,000円でございます。

国庫支出金でございますが、国庫負担金の障害者福祉費国庫負担金でございますが、障害者自立支援医療給付費国庫負担金が157万1,000円でございます。これは、更生医療及び育成医療における入院件数の増加に伴う追加補正となっております。さらに、児童福祉費国庫負担金でございますが、子どものための教育・保険給付費国庫負担金が200万7,000円でございます。これは、保育所広域入所委託児童の増加による計上でございます。

国庫補助金につきましては、民生費国庫補助金でございますが、出産・子育て応援交付金国庫補助金が106万6,000円でございます。これは、安心して出産、子育てができる環境整備づくり応援交付金で、妊娠届出時に5万円、出産届提出時に5万円、合計10万円の給付を行うもので、事業費の3分の2の計上であります。

総務費国庫補助金につきましては、歳出における新しい農の販路開拓支援事業と学校給食費補助金の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金109万4,000円を計上させていただきました。

県支出金でございますが、県負担金、民生費県負担金の障害者福祉費負担金は、障害者自立支援給付費県負担金が78万6,000円でございます。これは、更生医療及び育成医療における入院件数の増加に伴う増額補正となっております。さらに、児童福祉費負担金では、子どものための教育・保育給付費県負担金が78万2,000円でございます。これは、保育所広域入所委託児童の増加による増加補正となっております。

県補助金の総務費県補助金につきましては、事業費の確定により市町村バス運行費県補助金を72万円減額するものであります。

民生費県補助金につきましては、先ほどご説明いたしました出産・子育て応援交付金の県補助金分であり、事業費の6分の1、26万6,000円を計上しております。

農林水産業費県補助金につきましては、農林水産省共通申請サービス導入に伴うシステム改修費用に係る定額補助で、90万2,000円の計上であります。

繰入金でございますが、県支出金でご説明申し上げました地方路線バス運行事業における事業費の確定により、過疎対策基金繰入金460万円を増額するものでございます。

諸収入でございますが、雑入では、峠の茶屋屋根修繕に係る建物共済金306万6,000円と、目標達成度合いに応じ交付される福島県後期高齢者医療広域連合保険者インセンテ

イブ交付金95万6,000円の2つを計上しております。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。なお、人件費につきましては、今回の給与改定に伴うものと今後の執行予算を精査したものとなっておりますので、割愛させていただきます。

総務費でございますが、財産管理費につきましては、役場庁舎の光熱水費において電気料の高騰による追加補正189万円を計上しております。

交通対策費では、歳入でご説明申し上げましたとおり、事業費の確定により地方路線バス運行委託料を388万2,000円増加するものであります。

諸費では、先月実施いたしました自治功労表彰の事業完了に伴う残予算の整理となっております。

民生費におきましては、社会福祉総務費では、民生委員視察研修の中止に伴い、町民生委員協議会補助金を60万円減額するものであります。また、繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金44万7,000円を減額補正しております。

老人福祉費につきましては、繰出金において介護保険特別会計繰出金82万1,000円を減額補正しております。

障害者等サービス費につきましては、扶助費において障害者自立支援医療給付費314万2,000円を増額補正するものであります。

児童福祉費につきましては、歳入でご説明いたしました出産・子育て応援交付金160万円を補正計上するものであります。

児童措置費につきましては、歳入でご説明いたしました保育所広域入所委託料372万9,000円の増額補正となっております。

しもごう保育所費では、しもごう保育所の光熱水費において電気料の高騰による追加補正86万9,000円を計上しております。

あわせて、地域子育て支援センター事業費につきましても、電気料高騰の追加補正9万7,000円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、農業委員会費でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動内容の拡大に伴う活動回数の増加により、費用弁償25万5,000円を追加補正するものであります。

農業振興費につきましては、歳入でご説明いたしましたシステム改修費用に係る下郷町農業再生協議会補助金90万2,000円と、新しい農の販路開拓支援事業51万円の増額補正となっております。

農地費につきましては、会津北部の豪雨災害によりコンサルタント業者が災害優先の対応をしていることにより、倉檜堰測量業務について年度内の業務が難しくなったため、測量設計委託料100万円の減額補正を行うものであります。

林業振興費でございますが、枝松給水施設における自動滅菌器修繕事業完了により、修繕料129万8,000円の減額補正となっております。

教育費につきましては、小学校費の学校管理費でございますが、各小学校の電気料高騰により、光熱水費194万8,000円の増額補正を計上しております。

中学校費の学校管理費につきましても同様に、光熱水費91万円の増額補正を計上しております。

社会教育費の文化財整備費、修繕料につきましては、峠の茶屋屋根修繕事業完了による167万1,000円の減額補正となっております。

保健体育費の学校給食共同調理場運営費につきましては、学校給食の食材高騰に伴う学校給食費補助金を58万4,000円増額補正しております。

予備費につきましては、収支の調整を図りまして、9,057万1,000円の増額補正となっております。

議案第60号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ44万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,691万9,000円とするものであります。

歳入でございますが、繰入金的一般会計繰入金につきましては、職員の給与改定等に係る所要額の精査により、一般会計から繰入金44万7,000円を減額するものであります。

歳出でございますが、総務費の一般管理費では、職員の給与改定等に係る所要額と福島県国保連合会負担金と合わせ28万2,000円を減額し、予備費により収支の調整を図るものであります。

議案第61号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,012万4,000円とするものであります。

歳入の主なものでございますが、諸収入につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金算定額の増額分3万6,000円でございます。

歳出でございますが、予備費により収支の調整を図るものであります。

議案第62号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ87万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,240万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金の確定によるもの、介護給付費、地域支援事業等の繰入金及び職員の給与改定に係る所要額の精査による繰入金の補正となっております。

歳出につきましては、職員の給与改定等に係る所要額の計上や各事業の給付実績見込みを精査いたしまして、予備費により収支を調整するものであります。

議案第63号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、職員の給与改定等に係る所要額を簡易水道費において2万8,000円を増額し、予備費により調整をするもので、歳出予算の総額に変更はございません。

議案第64号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、議案第63号と同様に、職員の給与改定に係る所要額を農業集落排水費において3,000円を減額し、予備費により調整をするもので、歳出予算の総額に変更はございません。

以上、本定例会にご提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決

を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第4 令和4年度所管事務調査報告

○議長（小玉智和君） 日程第4、令和4年度所管事務調査報告の件を議題といたします。

この件につきましては、会議規則第73条の規定に基づき、別紙のとおり各常任委員会より報告書が提出されておりますので、報告書の写しをもって報告といたします。

日程第5 休会の件

○議長（小玉智和君） 日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りします。12月16日は議案思考のため、12月17日は土曜日のため、12月18日は日曜日のため、12月19日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、12月16日、17日、18日及び19日の4日間を休会とすることに決定いたしました。

再開本会議は12月20日でございます。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

これで本日は終了いたします。

大変ご苦労さまでございます。（午前10時31分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月15日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和4年第4回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	令和4年12月15日			
本会議の会期	令和4年12月15日から12月22日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和4年12月20日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和4年12月20日	午後2時31分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	9番 湯 田 健二
	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和	
欠席議員	8番 湯 田 純朗			
会議録署名議員	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 室井 哲	参事兼総務課長 湯田 英幸	総合政策課長 玉川 武之
	税務課長兼会計管理者 佐藤 貴博	町民課長 室井 節夫	健康福祉課長 佐藤 英勝	農林課長 只浦 孝行
	建設課長 猪股 朋弘	教育委員会教育長 湯田 嘉朗	教育次長 湯田 浩光	農業委員会事務局長 大竹 浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 荒井 康貴	書記 室井 徳人	書記 芳賀 沼 崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和4年第4回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：令和4年12月20日（火）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

今日は、雪の中大変ご苦労さまでございます。

本日の一般質問は、4名でございます。持ち時間は45分でございますので、質問者、答弁者ともに簡潔によろしくお願いいたします。

また、マスク着用については取り外し、または顎の下で許可いたしますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は11名でございます。8番、湯田純朗君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（小玉智和君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 皆さん、おはようございます。通告順ということで、議員番号6番、玉川邦夫でございます。通告書に沿って一般質問をさせていただきます。

今回大きな柱は、住民主体の地域づくり、これをテーマにさせていただきました。町が第3章、健やかな暮らし、第4章、住みよいまちの基本計画に掲げている、高齢者の福祉と生活支援の充実、防災活動、組織の強化、高齢者の相互交流や自主的活動の充実のための住民主体の地域づくりについて、3つの視点からお尋ねいたします。

大きく1つ、災害対策基本法の改正によって努力義務化された個別避難計画の作成を本町では年度内に作成するということですが、進捗状況はどうか。

大きな2つとしまして、沼尾地区が取り組んできた生活支援体制整備事業は、町のモデル地区として県内でも注目されているようです。4年目を迎え、支え愛をスローガンにしたその後の活動の様子と、新たな課題があれば教えていただきたいと思います。

最後に、大きな3つとして、総合政策課では未来創生ふるさとまちづくり支援補助事業を始めて3年目となります。地域の特色を生かした住民主体のまちづくりを応援するこの事業は、地域を元気にさせる起爆剤として非常に期待できる企画と考えています。次年度、さらに多くの行政区にチャレンジしてもらえるような働きかけは検討されているのか、お聞かせください。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 議席番号6番、玉川邦夫議員の質問に対して答弁を行います。

健やかな暮らしを住民主体の地域づくりからでございますが、町の一般災害対策、災

害予防計画の避難計画では、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地滑り等の災害発生時、または災害発生のおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導を行うよう避難計画を作成して、避難行動ガイドを各戸に配布しております。町民の皆様が自らの命は自らが守るという意識の下、自主的な避難を行うために、町は住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実強化する必要があります。このため、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、この避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備、高齢者等の避難開始を伝達する必要があります。

また、町は避難指示、避難勧告、避難準備、高齢者等の避難開始等の発令について、関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき地域、指定緊急避難場所やタイミング、判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めて、その災害と土砂災害、複数河川の氾濫等が同時に発生する複合的な災害が発生することを考慮するとしております。さらには、避難勧告等が発令された場合の安全確保の措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動または屋内安全確保ということを行うことによって、町は日頃から住民等への周知徹底を努めてまいります。特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向へ速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識を啓発しなければなりません。町は、ちゅうちょなく避難勧告を発令することができるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めてまいります。

個別避難計画の進捗状況でございますが、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、高齢者や障害者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化と位置づけられ、作成の主体は市町村とされております。また、この計画を作成することにより、災害時の避難支援の実効性を高めていくことが重要だと考えております。本町の個別避難計画につきましては、現在福島県個別避難計画策定支援事業に参画しながら、計画作成に向けて作業を進めることとしております。この福島県個別避難計画策定支援事業につきましては、令和4年度、県が町の個別避難計画作成モデル事業に県事業として参画し、県と民間コンサルとの共同研究として個別避難計画策定支援ツールを作成し、作成した支援ツールを市町村へ提供するものであります。この事業の最大の狙いは、未作成市町村全てが1つの個別避難計画を作成できることとしており、計画を1つ作成することができれば、その応用や反省、反復が可能になるということでございます。また、県ではこの計画策定支援ツールの作成に当たり、市町村が参画しながら現場の実情や市町村の声を反映した実効性のあるツールを作成するもので、現在町

の防災担当部局と福祉担当部局が参画し、計画作成の進捗を県と民間コンサルタントと共有しながら、作成に取り組んでおります。

個別計画の進捗状況でございますが、令和元年度の台風19号に孤立した地区や土砂災害警戒区域を最優先的に、今年度は2名の方の計画作成を予定しており、計画の作成に取り組んでいる状況であります。今後は、本人と家族などと面談するなど、個別避難計画作成について進めてまいります。また、計画作成には避難支援を実効性のあるものとするための効果的な手段の一つと考えますので、今後も継続的に個別避難計画の作成を進めてまいりますので、ご理解と協力をよろしくお願いいたします。今年度の予定地区は1地区、人数は2名分、選定理由は土砂災害警戒区域等や、令和元年度の東日本台風19号により孤立したことの考慮をして計画を立てています。

概要としましては、個別避難計画は、高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画。令和3年5月に改正された災害基本法により、市町村の個別避難計画の作成が努力義務化されました。義務化の経緯については、平成23年に東日本大震災で多くの高齢者が犠牲となりました。平成25年には災害対策基本法の改正が行われまして、市町村の避難行動要支援者の名簿作成が義務化されました。平成30年は、西日本豪雨で多くの要支援者が犠牲となりました。令和元年東日本台風19号で多くの要支援者が犠牲となりました。令和3年5月、災害対策基本法改正、市町村の個別避難計画作成が努力義務化されたわけでございます。

次、2番目の沼尾区が取り組んできた生活支援体制整備事業の活動の様子と新たな課題でございますが、沼尾区の支え合い活動は、地区の現状を把握するため独自に実施したアンケートを基に、区民全員で問題意識を共有したことがきっかけとなり、地域の支え合いを推進することを役割とした生活支援コーディネーターの支援の下、平成31年4月1日から開始されております。活動の内容は、昔から当たり前のように行ってきた地域の支え合いを見える化し、独り暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯が介護や生活支援が必要になっても、区民全員が支えることで住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるよう組織化したものであります。具体的には、見守りを目的とした訪問やごみ出し、買物、通院のほか、悪天候時の雨戸を閉めるなどの援助を行っており、現在も活動は継続されております。その活動は、県内外において高く評価され、昨年度福島県が主催する介護予防推進活動表彰で知事賞を受賞されたことに引き続き、今年度は厚生労働省が主催する健康寿命をのばそう！アワード介護予防・高齢者生活支援分野において、厚生労働省老健局長優良賞団体部門を受賞され、これは同分野において福島県において初の受賞となる快挙であります。今後の課題としましては、現在支え合いしている側の高齢化が懸念されることから、町として介護予防事業や地域介護予防活動支援事業に注力し、可能な限り活動が継続できるよう支援していきたいと考えております。

本町は、モデル地区の事業、支え合いを推し進めるとともに、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、2025年を目途に、地域包括ケアシステムの構築を進めていかなければなりません。今後も中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を図りながら、医療、介護、各種団体、地域住民のボランティア等と連携をさらに強化するとともに、

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、総合事業、包括的支援事業、任意事業による地域支援事業の充実を図ることで、地域包括ケアシステムの進化、推進に努めてまいります。ニーズの調査は、一人での外出や買物、食事作りなどでできないという回答をする場合が年齢とともに高まっており、在宅介護実態調査でも外出時の付添い、買物、送迎などへの不安が高いことから、今後も高齢者の基礎的な生活を支えるため、生活支援サービスの提供体制の整備を推進してまいります。

また、少子高齢化が進む中、担い手、支え手の減少は避けられません。さらには、社会資源に乏しい本町では、ボランティアの育成や住民主体による集いの場所でのリーダー支援を進め、元気な高齢者からの協力の下、取組を推進させる必要があります。今後も地域の絆を生かしながら、高齢者の見守りの体制についても維持していかねばなりません。新たな課題としましては、令和7年、2025年に近づく中、その先となる団塊ジュニア世代が65歳となる令和22年、2040年に向けて、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、生活困窮者への支援などの制度、分野ごとの縦割りや支え合い側、支えられる側という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えながらつくることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく地域共生社会の実現を目指していかねばならないと考えております。

3つ目の未来創生ふるさとまちづくり支援事業についてでございますが、本事業は住民主体のまちづくりを進めるため、令和3年度に創設した補助事業であり、令和4年が2か年目でございます。これは、倉村区、大内区、十文字地区がそれぞれ事業を実施しており、各地区の特色を生かした事業を実施されているところでございます。議員おただしのこの補助事業の趣旨は、町民の皆様が自ら地域の未来を考え、その実現に向けて実施する地域の特色を生かした住民主体のまちづくりを行う集落を支援していこうということでございますので、区の皆さんが自らの地域を活性化していくために何が重要なのか、現状はどうなのか、将来をどうつくっていくのか、皆さんの思いを出していただいて、それぞれの区の事業として、住民参加で一緒に汗をかきながら実現していくことが重要なことと考えております。その過程自体が地域の活性化でありまして、まちづくり、村づくりの本質でもあるとも言えます。令和3年度、4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、各地区の祭り、行事等も中止、縮小など、区の事業の実施も厳しい状況であったのではないかと思います。5年度につきましては、担当課では幾つか先にご相談をいただいております、今後はアフターコロナを見据えて、ぜひ本事業を活用して、地域の活性化に役立てていただければと考えております。なお、これまでどおり周知徹底には努めてまいります、各議員の皆様におかれましても、本事業の趣旨をご理解いただいて、各地区においてご支援とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

いずれにしましても、おただしのおり地域づくり、まちづくりの主体者は地域の住民の皆さん、町民の皆さんであります。町では、第6次町総合計画で掲げておりますまちづくりの基本的な考え方、認め合い、支え合い、つながり、創造する、未来への責任を持つをベースにししながら、それらをつなぎ、育み、人づくりのまちを目指し、地域行

政区との連携を図りながら、未来創生交流のまち下郷の実現のため支援してまいりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 細かいところまで回答していただき、ありがとうございます。

今回なぜこのところを質問したかといいますと、いわゆる下に続く、沼尾さん、あとは今企画のほうでやっています、企画ですか、いわゆる未来創生、自身による、単独予算による事業、これを活発にするためには、今の実態がやっぱり早急に急がなければならない。そんな思いで、防災計画の中での調査ではあるのですけれども、あえて質問したわけでございます。

まず、ではもう一度、細かいところになりますけれども、質問したいと思います。個別避難計画が遅れて、これは新聞に、私もあまり気にはしていないのですけれども、早く南会津町と只見町さんはもう完了したと。これは介護が必要だと、そういう高齢者の名簿を基に避難の対策計画を作っているのです。これ大変なことだなというふうに思いました。下郷町は、途中であるというよりは着手して、年内に何とか策定するという。その中で、民間と県と一緒にいるツールというのがあるのだそうで、そこは私は分かりませんが、結局遅れてしまったというか、遅れたという言い方でいいでしょうか。まだ今進捗状況としては途中経過だったということ、何か地域事情があるのかどうか、もう少し、ちょっといわゆる介護をしてくれる、そういう人の選定が難しいとか、そういうものはないのかどうか。一人一人、進捗状況で1地区の2名分というのは、高齢者の数字だと思うのですけれども、大変苦慮されているのではないかなというふうに思うので、そのところをちょっと、それは大変だと、私は大変だと思っているのです。その辺を我々も協力しなければならないところあるし、知恵を出さなければならないので、その苦しみのところを教えていただければ、大変いいかなというふうに思っております。

それから、これは地域住民は、私、失礼ながら区長のときにそれに近いことを調べているというか、知識なかったので、調べていました。やはり住民が分からないと、協力体制って難しいのです、個人情報ですから。住民をやっぱり理解させなければならない。そうすると、町側でいえば駐在員、いわゆる区長さん、この研修をコロナ禍ではあるのだけれども、しっかり趣旨をお話しして研修を積まないと、なかなか協力体制は難しいのではないかと思うのですけれども、今後駐在との関わりどんなふうに考えていらっしゃるか。

まず、2つご質問します。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 住民主体の地域づくりの1点目の個別避難計画の作成、これは地区名は1か所で、今2名分の要支援者の名簿記載から計画しているわけですが、細かな点については課長に答弁させますけれども、これについては下郷町自体が今までいろいろな台風とか来ていましたけれども、災害に遭っていないという言葉ではありませんけれども、

少なかったという状態の中で個別避難を作れと。1つは、災害予防計画の中で総体的なことを計画しておりますけれども、こういう要支援者の個別の避難対応については済んでいなかったというのが現実ですし、これは法が改正されて、当然作るべきことになったわけですが、それについては担当の課でも、あるいは健康福祉課のほうでも苦慮されているのではないかと。前段の様子に災害がなかった。そして、ましてや避難するときに、かえって避難先の指定場所に行くのに被災したらどうするのだというようなこともありますので、その辺は先ほど私が1回目で答弁した中身、災害避難の関係、そういうこともございます。

それから、住民の理解をやっぱり得なければならないというのが最大の課題でございますから、本人はどうしても避難しなくてもいいというような考えの方もいます。しかし、要支援者となれば車椅子等、それから担架等が必要になってきますので、そんなところは住民の理解をしていただき、研修を積まなければならない、避難訓練をしなければならないということは当然だと思います。その体制づくりは、町の町民課の担当の係と、あるいは消防団、広域消防署と、あるいは警察、その他の東北電力、NTT、そういう通信網の機関の方々と協力しながら、協力体制をつくっていくことだと思います。駐在員の皆様、要するに行政区長様には大変ご苦労されると思いますけれども、この個別避難計画、要支援の避難計画については十分に作っていただくように課の担当のほうに命令をしていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

そのほか、今の質問に対して担当課長から説明がある場合は、補足して説明していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、説明を求めます。

町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） 6番、玉川議員の質問に対してお答えいたします。

行動要支援者の選定は難しいのかということなのですが、一応名簿的には作成しております。檜原地区が166名、旭田地区が194名、江川地区が75名、合計で435名の名簿は作成しておりますが、この中で、要支援者ではなくて支援者のほう1人に対して、今までですと民生委員の方を選定していたのですが、1人の方がこの人数を全部できるのかという課題がありまして、その辺のことを考えながら、今名簿というか、個別避難計画のほうの作成のほうをやっているところでございます。

また、区長さんとの研修ですが、区長さんと支援者の選定といろいろあって、研修でなくて相談とか、そういう話合いを持ちながら個別避難計画を作成していきたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

○6番（玉川邦夫君） 今のこの項目でですか。

○議長（小玉智和君） それ答弁、町民課長、足りないのではないかな。

6番、いいですか。今の。

○6番（玉川邦夫君） はい、回答いただきました。

○議長（小玉智和君） それでは、6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。

私もずっと考えると、民生委員という存在というのが大きいですが、なかなかこの民生委員というのは国から委嘱されていて、我々聞いてもマル秘情報としてしっかり抱えているものですから、なかなか地域との連携って、地域、個々には歩いていますけれども、そういう何かちょっと壁がありそうな気がするのです。でも、そんなことは言っていられないわけで、これからもういざ災害がどういう形で発生するか分かりませんので、民生委員との関わりもこれからぜひ考えて、ご配慮いただければなというふうに思っております。これはお願いでございます。

総合計画の中で109ページです。災害に強いまちづくり、もう災害に強いのですよね、下郷町。でも、そうは甘くは見てはいけないわけで、この中に災害時に何を実施するかかって町民の声があります。災害時に向け、地域の連携が大事だと、これがまさに今お話ししている内容と、とっても大事なものですから、早急に個人の避難計画を作成していただければというふうに思います。ありがとうございました。

続いて、よろしいですか。2つ目の。

○議長（小玉智和君） はい、どうぞ。

○6番（玉川邦夫君） 2つ目のところは、沼尾地区の取組、私も区長さんに数年前にお尋ねして、とっつてもしっかりされた自分たちの地域づくり、戸数は20軒はなかったわけですが、非常にすばらしいチームワークだなというふうに思っていました。町長が申しているように、その方向性、これからも大事につくっていくと、そういう地区をとというふうなお話されましたが、どうも私の得たのはその中で、こんなに全国的にもモデル地区として有名なのに、下郷町1個しかないのです。これは、観光にも関わることでしょうけれども、住みやすいまちづくりのPRといえますか、そこにとっても有効だと思うのです。小さい地区にまず限定する形になるかもしれませんが、こういったまちづくりを地域助け合っている、そういうのを発信するには最高なのですが、それが4年前で、健康福祉課の室井さんとお話したと。そこでちょっと途切れてしまっているのです。ですから、それを今後またモデル的な、規模は小さくてもいいです。そういう困っているところがあるような気がいたしますので、そのモデル地区をこれから進める具体的な施策はないのかをまずお尋ねします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） まず、今再質問の関係、沼尾地区の生活支援体制整備事業については、担当課長から説明させますけれども、私はこの沼尾の取り組んできた姿勢は、生活支援体制ばかりではなかった。沼尾区というのは、大川ダム建設によって移転された地区である。そして、戸数が10戸ぐらいあったのですが、10戸以上あったのかな、そのうちの現在住んでいるところは6世帯ぐらいです。それ独り暮らしという状態の中で、水の確保、それから農業用水の確保、それからまず生活し、除雪、こういう問題が上がって

いまして、ぜひこの沼尾地区に下郷町としては支援をしていかなければならない。それは、大川ダムの固定資産税を考えれば、そこを見逃すわけにいかないという考えは私は持っていました。ですから、三沢の水道水の確保は当然、何十年たって直したか。これ今現在、農業用水路としては使っていますけれども、ため池、この補修は何十年たってやったのか。こう考えていただきますと、やはり対応が遅かったなという感じは私は考えておりました、その支援策も昨年と今年度で終了いたしました。非常に生活支援事業を取り組む上でも、この沼尾区の人たちが頑張っている姿がはっきりと分かるわけです。

細かい点は担当課長が、今後のどういう地区を選定してやればいいのかということについては、担当課長から説明させます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁求めます。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） ただいま6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

沼尾地区を先進事例といたしまして、ほかの行政区がさらに第2陣、第3陣という形で後に続くような仕組みづくりをというふうなお話であったかと思うのですが、まず基本的には今健康福祉課内に配置されております生活支援コーディネーターというふうな職の方がいらっしゃいます。そちらの方が概要ですとか、制度の仕組みとかをまず説明にお伺いさせていただくことは、各集落からの要望があれば積極的にお邪魔をさせていただきたいと考えております。あくまでも今回沼尾地区のほうで数々の賞を受賞されたということで、こちらについてはまず沼尾地区が、先ほど町長からのお話にもありましたとおり、非常に小さい規模の地区だというふうなことも一つの特徴に挙げられるというふうなことで内部で話をしている段階ですので、どうしても大きい地区になりますと、様々なご意見を持つ住民の方がいらっしゃいますので、そちらのほうをまとめる作業はどうしても互助というふうな性格上、行政区長さんが中心になって行っていただくという必要性はあろうかと思いますが、それがもしまとまるようであれば、さらにコーディネーターの力等を借りて様々な事業に取り組んでいけるのではないかとというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。

町長のほうから、政治的背景があったというのも中には、その辺は私は全く知りませんでしたけれども、いずれにしても今必要なモデル地区だなというふうにとにかく思います。今度の、1番では質問しませんでしたけれども、高齢者、しかもひとり住まい、あるいは老老介護、何世帯ぐらいあるかという、データでは7年前だと300人ぐらい。もう高齢者の人に、元気だとは思ひますけれども、こういうの各地区にかなりいらっしゃるわけで、いずれ、令和7年という一つのが来ましたけれども、令和7年、本当に高齢者は1年1年体力をなくすとよく聞かれるのですけれども、このことを考えると、我が地域、本当はみんな下で冬場は下りてきて生活しようなんていうことなんかも町長

ともお話ししたりはしましたけれども、自分の生まれたところでいかにして厳しい冬を越えるか、そういうことを考えたときに思い出すのが、やっぱり沼尾地区の一つのモデルというのは大事だなというふうに思ったものですから、質問いたしました。ありがとうございます。

以上で、3つ目に入ります。

○議長（小玉智和君） はい、3つ目。

○6番（玉川邦夫君） これもすばらしい総合政策課での、最後にここにテーマがあるような気がするのです。3年目になると。町長の回答の中にもありましたけれども、私たちの塩生もやろうという声が出ています。ただ、実態は分からないのです、どういうことをやったらいい。今度公会堂ができますので、木を植えるかと。これ50万円頂いたらばっちりだねとか、あるいは何か道具をいっぱい、草刈り機に付随したものを何か買うかと。緑化と関わってそんな話も出て、待てよというか、私もちょっと説明をした経緯があるのですけれども、まずはとにかく趣旨が、どんなに丁寧に書かれても趣旨がつかめないのです。こういうところにはお金あげるよ、こういうところはちょっとクエスチョンだよというのをつかめないわけで、そこで今動いているのは、今年の議会広報の中に出ましたけれども、お二人、2地区、倉村と十文字、大変しっかりした区長さんの村づくり構想があるのです。なるほどなと思ったので、このまずはもう少しPRするための、分かってもらうための働きかけ、そういう実態を踏まえて、もう一度ご説明いただきたいのです。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、6番、玉川邦夫議員の質問にお答えしたいと思いますけれども、未来創生ふるさとまちづくり支援事業のチャレンジの働きかけ方についてでございます。どのようにPR、周知するかということが課題でございます。当然、3か所でしたか、今年度で3か所の行政区でご利用していただいて、立派に仕事をやっていただいたわけですが、この要綱には住民が自ら地域の未来を考え、その実現に向けて実施し、地域の特色を生かして住民主体のまちづくりを支援するという趣旨が書かれています。ですから、多くの行政区にチャレンジしていただきたいと私は思っています。それには、働きかけ、地区との意見交換の場を設ける必要があろうかと思っております。また、以前実施していただいた1,000万円の事業の再構築も必要だと考えてございます。新たな行政区のチャレンジを期待するとともに、皆様方にご協力をいただきたいと、こう願っています。

以上です。詳しい点は、担当課長から説明させます。

○議長（小玉智和君） 所定の時間を超えております。

それでは、担当課長。

総合政策課長。

○総合政策課長（玉川武之君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えしたいと思います。

未来創生ふるさとまちづくり事業でございますが、補助の要綱の概要はお手元に皆さま

ん行っているかと思しますので、今詳しくは申し上げませんが、この事業の趣旨は先ほど町長が述べたとおりでありまして、区の主体的な事業を支援していくというものでございますので、これまで倉村、大内、十文字地区それぞれの事業を支援してまいりました。この事業が該当する、この事業が該当しないとかいう部分ではございませんで、あくまで区の特徴であり、課題もあるかと思えます。そういったものを地域の皆さんが考えていただいて、ある意味解決に向かっての事業化していただくという部分では、いろんな事業が該当するかと思えます。個別には、ご相談を受ければ細かいところも、指導というわけではないのですが、相談に乗りながら計画作りという部分では一緒に対応していきたいと思しますので、ぜひご相談いただければと思えます。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁漏れはございませんか。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） これで6番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

ただいまから休憩いたします。再開は11時ちょうどにします。よろしく願います。
(午前10時47分)

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午前11時00分）

続きまして、5番、星昌彦君。

○5番（星昌彦君） 5番、星昌彦です。一般質問を通告書どおりさせていただきます。よろしく願います。大きくは2項目で質問させていただきます。

まず、1つ目は倉檜堰改修についてでございます。私も含め、倉檜堰改修問題につきましては、先輩議員も一般質問で何度か取り上げていただきました。なかなか前に進展しないのが現状でございます。町長さんには就任以来、水不足になりますと、その都度適切な対応をしていただきまして、この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思えます。それから、機会あるごとに県、国等に対しましての熱心な要望をしていただいていることに対し、併せてお礼を申し上げます。

そこで、下記の項目についてお伺いをいたします。1番としまして、当初予算で倉檜堰の取入口の水量確保のため計画した測量委託について、今年度発注ができない旨のお話を伺いましたが、測量委託が発注できない理由について詳しくお伺いをいたします。

2番目が長野区が下郷町に対して要望をお願いしに来たと聞いております。その要望の内容について詳しくお伺いします。

3番目としまして、倉檜堰改修促進協議会総会が今年もコロナ感染症の関係で3回目の書面表決になりますが、関係者から出された意見について、回答結果を詳細にお知らせする必要があると思えます。令和2年度については5項目、令和3年度については11項目について意見がありましたが、町長さんのお考えをお伺いいたします。

大きな2つ目の質問は、出産育児一時金に付加金を上乘せしまして支給をしてはどうかという内容になっております。よく未来を担う存在である子供は町の宝であり、国の宝であると言われております。各公的医療保険が出産育児一時金を支給しております。

令和3年度の下郷町の出生者数は、40人の出生者がありました。うち、国保による件数は1件、42万円を支給されております。残りは、他の公的医療保険から支出されているものと考えております。1994年、平成6年に30万円からスタートした制度で、国は2009年、平成21年に42万円に改正以来14年ぶりの改正を、出産育児一時金を50万円に令和5年度から引上げを考えております。また、国では出産準備金として10万円を妊娠、出産、育児までの経済面負担の軽減策として、来年1月から妊娠、出産に関し、物の購入や産前産後のケアサービスの想定として、市町村を通してクーポンや現金の支給を考えております。福島県でも国の総合経済対策に対応するために、補正予算が既に計上されております。来年1月以降の事業開始を見込んでおります。これは、先日町長さんから提案理由の説明の中でもあったように、出産・子育て応援交付金の議案第59号に関係を示しております。子育てには多くのお金がかかります。町でも子育て世帯軽減のため、出産育児一時金の上乗せ分として、付加金支給を国の出産育児一時金の改正と併せまして実施してはどうかと考えますが、町長さんのお考えをお伺いします。

1番としまして、健康保険組合では3万円から9万円の付加金を支給している事業所がございます。下郷町の子育て支援策として、国保加入者や付加金の支給がない小規模の健康保険組合加入者に対し、出産児1人につき3万円の付加金支給を考えますが、町長さんのお考えをお伺いします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 議席番号5番、星昌彦議員の倉檜堰改修について、ご質問にお答えしたいと思っております。

大きな1点目の倉檜堰改修でございますが、まず1点目の測量委託が発注できない理由でございますが、当該測量委託につきましては、議員おただしのとおり、倉檜堰取入口の適正な水量確保を図る目的で、測量により阿賀川河床の詳細な現状を把握する計画を営農期間終了後の渇水期に行う予定でありました。しかしながら、今年8月3日に発生しました会津北部を中心とした豪雨災害によりまして、県内の測量設計業者に対して国、県から令和4年9月13日付で災害復旧業務を優先する旨の通達がなされたことから、今年度の事業着手は困難と判断し、このたび補正予算におきましても当事業分の委託費100万円を減額させていただきましたので、ご理解のほどをお願いいたします。

県からの通知文書によりますと、今年8月3日から大雨によります会津北部の土木被害だけで申請件数が確定報で929件、確定申請が429件となっております。その早期復旧を図るため、適切な対応をお願いしますという文章であります。本大雨による災害に関する業務を受注している業者等が実施している測量、設計及び調査等につきましては、災害復旧業務等を優先するため、関連する共通仕様書の規定に基づき、受発注者間で十分に調整を行い、一時中止の対応を講じるとのことから、会津北部の災害復旧業務等を優先するため、関連する受発注者間で十分に協議を行い、一時中止の対応を講じることになりました。

次に、2点目の長野区の本町に対する要望内容であります。阿賀川倉檜堰仮堰堤の消波ブロックの撤去、そして阿賀川の流路を国道側に変更するよう河川管理者である県に対して要望してほしいとの旨がございます。今年2月24日付で当町へ要望された内容については、次のとおりであります。長野区地域では、倉檜堰仮堰堤が障害となり、流路が農地と隣接する防波側へ流れている現状です。近年の気象変化に伴い、大雨時には堤防決壊が危惧される。倉檜堰仮堰堤の撤去と流路変更を長年にわたり南会津町経由にて南会津建設事務所へ要望してまいりましたが、県により管理者への要望をしていただきたいとの旨があり、この管理者というのは下郷町を指していると思います。記として1つ目、阿賀川倉檜堰仮堰堤のテトラポッドの撤去、阿賀川の流路の変更。これらの要望についての下郷町の考え方としては、テトラポッドの設置の目的は倉檜堰の取水がスムーズになるよう、町の災害復旧工事で施工したものであります。撤去については、考えられないと現在のところ思っております。また、2番目の阿賀川流路変更、国道側にするという要望でございますが、流路変更による倉檜堰への影響は、河床が低くなり、取水に支障を来すおそれがあると考えております。これらのことから、慎重な対応をしなければなりません。

次に、3点目の倉檜堰改修協議会の総会の書面表決の際に会員から出された意見についてですが、令和2年度は水の確保、倉檜堰の改修、長野区との連携となっており、令和3年度には令和2年度のものと同様のもののほか、国、県への要望や地域営農対策に関することとなっております。令和2年度の書面の議決時の意見等に対しての町の考え方でございますが、意見等の一つ、水の確保をよろしく願いますという意見でございますが、当然渇水時における水の確保については、ポンプアップ等で協力はできると思います。

2番目、かんがい用水として今年も何とか間に合ったが、融雪用水等としてはどうか心配が絶えないと、倉檜区民が安心して過ごせるようお願いいたしますという意見ございました。かんがい用水としての水不足時には、ポンプアップ等で水を確保するよう予算等の準備はしていきたいと思っております。融雪用の水になっておりますので、県への説明を行っておりますが、今後も継続してその大切さを説明してまいりたいと思っております。また、火災発生時における水の確保についても、防火水槽ばかりを頼るのではなくて、これも協議しておく必要があると考えております。

3点目の長野区との連携ということにつきましては、当然長野区との連携は密にして、合同の働きかけは当然でございますが、長野区との会議を持つことは、県の河川改修事業の計画要望について、ある程度の計画の道筋を整えられた場合のほうが倉檜堰のためになると考えております。

次に、令和3年度の書面表決時の意見等に対しての町の考え方でございます。安定した取水をお願いします。これは、当然2年度の回答と同じ考えでございます。

次に、倉檜堰改修工事の要望が町や町議会から県や国に出されていると思いますが、県や国の反応、対応はどんな様子ですか。最新の状況をお知らせ願いたい。4年度の要望については、現在建設事務所長に要望活動をするための日程調整をしていただいております。

りますけれども、自民党の県議会議員に移動政調会というものがありますが、この移動政調会にも要望をしております。阿賀川長野橋上流の河川改修及び倉楢堰の改修について、一般河川阿賀川の南会津町長野地区における河川環境は大きく変化し、特に平成27年9月の関東・東北豪雨では、近傍の河川護岸が洗掘崩壊するなど河床の不安定化は著しく、河川沿いの田畑の浸食被害も懸念されている現状です。阿賀川から農業及び生活用水を取水している当町の倉村及び楢原地区にとって、河床環境変化による取水機能の低下は地域住民の安心安全な生活環境を脅かす要因となるものであることから、河床を安定した抜本的な解決策を講じる必要があるということの要望内容であります。また、今年6月22日に要望活動をしまして、自民党の地域の代議士さんには、河川流域で暮らす地域住民の安心安全な生活を維持するため、河川環境の安定を図る河川整備計画に組み入れていただき、早期の対策をお願いしますという要望でございます。

次に、4年度で予定している要望の内容でございますが、下郷町民にとって阿賀川からの恩恵は計り知れず、特に倉村集落、楢原集落では豊かな生活を営む上でなくてはならない重要な河川として位置づけております。倉楢堰を通した安定取水は、農業用水をはじめ、近年は生活様式の変化から生活用水及び防火用水並びに冬期間における国道121号の融雪溝機能も担うなど、両区民の安心安全な生活環境の確保と快適な地域づくりに必要不可欠な最低条件となっております。しかしながら、南会津長野三明地内の取水先から長野橋下流地点における河川環境には変化が見られ、今ではその果たす機能も低下している状態であります。近年増加している豪雨等により、近傍の河川護岸が洗掘が起きて崩壊するなど河床の不安定化は著しく、河川沿いの田畑浸食被害も懸念されているのが現状であります。このため、倉村、楢原の両区民をはじめ、流域の関係者である南会津町長野区民は大雨や台風のたびに心労を重ね、不安な生活を強いられているところです。つきましては、こうした地域住民の不安を取り除き、人命と財産を火災から守るため、河床安定に向けた抜本的な解決策を講じていただきますよう、表記事業について下記のとおり要望します。南会津町長野三明地内の長野取水口から長野橋下流地点における洪水時の河床変動状況を的確に把握願います。河川流域で暮らす地域住民の安心安全な生活を維持するため、河川環境の安定を図る河川整備計画に組み入れていただき、早期に機能改善等の河川改修をお願いしますという内容であり、今後ともこの要望は続けてまいります。ただし、予算を組むには計画に入れなくてはならないというのが国の方針でございますから、その計画をしていただくために、さらなる努力を積んでまいりたいと思います。

次に、コロナが終わったら説明会を開いてくださいと、そのとおりだと思います。結果の説明を開く予定でございます。

次に、福島県南会津建設事務所経由で阿賀川河川改修の要望書を毎年本庁に提出いただいておりますが、これは毎年会津総合開発協議会地方部会において毎年出してあります。なお、今年も建設事務所の要望が実行できれば、本庁の要望を行っていききたいと。

次に、①番と②番というのですが、安定した取水と最近の状況のことを言っているのではないかと思います。事業を実施した場合の概算事業ですから、水路を上流側に動

かした場のことを言っていますが、農林事務所で概算した数字はあると思いますが、数字を出すことによって独り歩きするので、これは慎重にしたいと私は思っています。

次に、平成26年に改修に向けた協議会を設置しているが、課題が多く進展していない状況にあり、今までどおり渇水時対応には町にお世話になり、長野地区の土砂上げやポンプアップをしていただくほうが経費、区民の負担はかからないのではないかと。これは当然でございます。当然でございますが、これをやっていくのがいいのか、あるいは河川改修をしていくのがいいのか、用水路を作っていくのがいいのかということの判断であります。あくまでも私は将来の倉村、檜原の堰を考えた場合、勘案をする場合は河川改修が必要と思っております。倉檜の場所の圃場整備事業も完了し、これからというときに、高齢に伴い年々耕作者が減っている。今は何とか借り手がいるが、このような状況下において新たな投資をして、これからの分担金を納められるかどうか分からない。また、来年には担い手の方が高齢のため稲作はやめるといふ話を聞く。休耕田にならないような地域の協議対策が必要であると私は思っており、倉村、檜原とのぜひこうした休耕田にならないための策を講じていく協議対策が必要であると。

次に、正当な時期の総会が開催されるように努めていただきたい。当然ですが、コロナ禍が終息したときは実施していきたいと思っておりますが、役員会を通じてその内容についてはお伝えしているわけでございますが、終息しなくても換気がよい場所であれば開催することは必要かなと、こう思っています。

次に、近年の水不足で生産意欲の低下や離農につながるようなことがあつては、圃場整備後の水田が最大限に活用できなくなってしまいます。早急な具体策が実現できるようご尽力願いますと。水不足に対応した予算の確保、河川改修の要望活動を続けること、生産意欲を低下させないような対策を協議してまいりたいと、こう考えております。

次の10点目ですが、早急に関係機関にアクションを、県、国を動かす方法を検討すべきだと思うという意見書でございますが、具体的には町から県の各事務所長への要望、町から国会議員の皆様への要望、会津総合開発協議会地方部会での本町土木部、農林部の要望は続けていきます。

次に、最後の現状では認定農業者同士で水の取水確保に苦勞していると。今後の認定農業者の面積の拡大、確保に限界が出てくることは間違いなく予想されるという意見書でございますが、予想される問題の意識を共有することが大事であります。また、堰の改修と河川改修、これも早急に要望しているわけでございますが、これを理解していただくと。それから、町と堰の管理者、受益者の理解をしていただくと。協議会としてまとめていくことが大切ではないかと私は思っております。そして、河床盤の調査と工事によって取水が変わる可能性がありますので、ぜひ予算の確保と再検討をやっていきたい、こう思います。いずれにしても、長林先生が調査していただいた中身、このことをしっかりと考えながらこの事業を進めていく。取水口ゼロの場合、50メートル上がった場合に幾らになるのか。それから、100メートル、150メートルで取水口のゼロの4メートルぐらいは上がってしまうという河床盤があります。ですから、流れが遅くなることは間違いありません。こういう判断を私はしておりますので、この辺を確実に捉える測量

設計委託を出してまいりたいと、こう思います。

次に、大きな2点目の町単独出産育児一時金付加金の創設でございますが、議員おただしの国保加入者や付加金の支給がない小規模の健康保険組合の加入者に対しての付加金につきましては、現在の医療保険制度は国民健康保険、協会けんぽ、組合管掌健康保険、組合保険というのです。あとは、共済組合、後期高齢者の医療制度など多様になっていることや、また組合管掌になることから、付加金の支給がない医療保険制度の把握が非常に困難なものであると考えております。現在本町では、子宝祝金、幼児教育の無償化、入学祝金、学校給食助成事業など各種子育て支援を実施しているところであり、町の第6次総合計画においても子育て支援の環境整備につきましてはトップを飾る重点分野でございますから、医療保険制度にとらわれず、令和5年度の予算編成に向け、現行の子宝祝金の拡充等を前向きに検討しておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問は。

5番、星昌彦君。

○5番（星昌彦君） まず、本当に意見に対しまして細かいご説明ありがとうございました。

まず、倉檜堰の大きな第1項目めについてお伺いをしたいと思います。1番目の予算の次年度実施するというようなことで内容理解いたしましたので、2番目の長野区に対して要望云々なのですが、これについては町長さんが先ほど河川改修の見通しができた時点でというお話だったのですが、できればふだんからそういう話合いを持ったほうが私はよいのかなというふうに、地区の方からも言われましたし、そういうことを長野区、檜原区、それから倉村区の3者が集まれるような機会を持ったらどうかというふうなことをもう一度お話をさせていただきたいと思います。

あと、今3番目の件なのですが、町長さんが一つ一つ令和2年、3年の項目についてご説明をいただきました。今現在、令和4年度の回答というか、書面表決に対して地区で区長さんが回収をしております。それで意見書等が出てきますので、今度皆さんにお配りするときは、町長さんのお考えも意見の下に記載がもし可能であればしていただいて、こういうふうを考えている旨の内容について明示していただければなというふうに思います。

まず、1項目については以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの質問については、測量設計委託については十分説明したと思っておりますので、これは業者さん、町も理解した上で会津北部の事業に取りかかっていたきたいというのが私の本音でございますので、停滞なく、遅れなく町の発注しているものについては進めていただくように業者さんには今お願いしているわけですが、当然期間は長くなるということだと思います。何か所かございます、町の業務委託。ただ、これの倉檜堰の河床の調査については、渇水時期が一番いいわけです。ですから、今発注

して3月まであればいいのだけれども、今人員がいないというようなことで、これも業者さんから申出がありましたので、そうやらざるを得ない。令和5年度に新たな計画をしていきたい、こう思います。

それから、2点目の長野区との接触、これは当然だと思いますけれども、なぜあの消波ブロックを設置したのかと、町として。それは、倉檜堰の取水をスムーズにするために設置したわけです。しかし、途中で長野区から反対があり、途中で終わってしまった。事業を削って、それで中止したという経過がございます。ですから、当然川の流れはその消波ブロックの別なところに流れてしまうのは、これは自然な水の流れになるのです。だから、当時それを反対していなければという仮定の話ですけれども、常に平らに土砂がたまって、下流の右岸側の災害は起きなかったであろうと私は推測するわけです。あくまでも推測ですから。こういう経過もやはり考えていかないと、ただ会議をして協議をすると、やっぱり下郷町の倉檜堰は難しい事業だ。しかし、長野区で要望しているのは、消波ブロックを撤去していただきたいという。これやることになれば、予算措置をすればできることなのです。しかし、これを取ることによって倉檜堰に取水できなくなった場合は、これは大変な責任です。ですから、河川改修のめどが立って、計画書ができて、そして予算づけの要望が展開できるまでは、やはりそうした正式なテーブルで協議することは私は控えたほうがいいのではないかとこのことでございます。

その例として、以前長野堰と養鱒公園の水の問題がございました。加藤谷川から取水している長野堰と養鱒公園の水は番屋川です、取水している。それが同じ水になって流れてくるために、長野区ではその水の確保をお願いしたいということで、町と町で協議のテーブルに着いたのですが、結果的にはその水をポンプアップするという条件つきになってしまった。毎年60万円のお金をあげる。水が足りなくなったら、そこでポンプアップするというのが条件になった。そういうことがございますので、必ず河川改修が終わってからも遅くないと。要するに今影響をしていないわけですから、災害が起きた場合は災害補修事業で対応していますから、これは国、県の事業で町の単独債ではございませんので、私はそう考えます。あの河川は1級河川で、当然災害が起きれば国の補助金でやります。受益者負担がないのです。私はそういう考えでありますので、ただ協議して、やっぱり話のつまりが防波堤のブロックを撤去してくださいということになれば、これは非常に町としては困る。倉村、檜原の人たちも困る。当然あの砂が流れます。河床が下がります。そうしたら、水が入りませんから。そうした心配が出てきますから、私はこれは慎重に対応しなければということをお願いしたいと思います。

意見書の関係です。2年度と3年度の意見書の関係で答弁申し上げましたけれども、この議会で答弁したことについては公表してもらって結構です。ただし、議員も役員になっているわけですから、そのことは口頭で説明しても何ら差し支えないと。文書で残すことも必要ですが、あくまでもこれは町としての考えで、まだ予算措置もしていなければ、皆さんが了解してもらえないので、これはやはり協議しながら、区民の皆様、行政区の皆様と協議しながらやっていくことが必要だと思います。それだけにこだわっていること自体は、もう少し話合いの場所を持つとすれば、やっぱり今意見書の思った

中身を十分私は説明して歩きますので、大丈夫ですから、この点はしっかりとお伝えください。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問ありますか。

星昌彦君。

○5番（星昌彦君） 5番、再質問させていただきます。

内容は、今の町長さんの答弁で分かりました。連携を密にしながら、私も改修の委員というか、会員でもありますので、その辺は文書はなかなか難しいということでありますので、会員の方には私のほうからも説明をしていきたいと思えます。

それではまず、大きな2項目の点でございますが、実は福島県の平均の出産育児一時金の支給といえますと、大体43万7,000円がかかっている内容になってございます。ですので、今回50万円ですから、6万円ほど余裕はあるわけですが、これから毎年医療費、それから関連設備費が上がってきますと、当然出産育児一時金の額は50万円では足りなくなってくるわけです。国でも今回の議案に出ていますように、10万円を2回に分けて出産時と、それから育児、生まれたときに5万円ずつ商品券でお渡しするという内容なのですけれども、とにかく出産にはやはりお金がかかるということで、来年4月からこの制度が導入されるわけなのですけれども、ぜひ目玉として3万円付加金をされてはどうかという提案ですが、再度町長さんのお考えをお聞きしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番の星昌彦議員の一時金の付加金の創設については、現在健康福祉課で子育ての会議を開かせていただいて、その中に協議事項として出産、育児の手当の支給の検討もされていくのではないかと思いますので、議員の要望に沿った以上の金額が出ると思えます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

5番、星昌彦君。

○5番（星昌彦君） 財源が伴う内容ですので、今後検討していただいて、こういう付加金等が創設できるようにお願いできればと思えます。要望でございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○5番（星昌彦君） ないです。

○議長（小玉智和君） それでは、ただいまより休憩いたします。再開は13時ちょうどいたします。（午前11時43分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 1時00分）

次に、1番、星和志君。

○1番（星和志君） 議席番号1番、星和志、一般質問をさせていただきます。

農業と観光の振興についてお聞きします。農業と観光はこの町の主要産業であり、財産だと考えます。観光者は比較的多い町ではありますが、現在農業、観光に関する問題として、耕作放棄地の増加による景観の悪化や、下郷産土産物が少ないこと、これらには担い手不足や労働者不足が考えられ、農地の拡大、農産物、加工食品のブランド化など次の一手に投資したくとも、人材、金銭不足で余裕がないなどの問題があります。にぎわいと産業の創出を目指している町としましては、就農者、観光業者に対しこれからのように関わり合い、補助をしていくのか、町長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 議席番号1番、星和志議員の質問にお答えしたいと思います。

農業と観光の振興の件でございますが、星和志議員のご質問によりますと、農業と観光の振興についてでございますが、議員おただしのとおり、当町は農業と観光を主産業とした町であり、これまでも農業及び観光の両面に対し様々な取組、支援を行ってきたところであります。しかしながら、農業に関しましては近年、少子高齢化や米価下落、肥料や資材の価格高騰など、農業者にとっては厳しい状況が続いており、これらを要因に離農する方が出てきており、遊休農地も増加傾向にございます。町としましても、基幹産業であります農業の維持は重要なものであると認識しており、これまでも町や町農業再生協議会が主体となり、新規就農者向けの支援、地域の特産となる作物栽培の支援、農地の拡大に向けた支援、さらには耕作放棄地解消のための支援など、数多くの補助制度を実施しております。本年度も肥料高騰へ対応すべく、町独自に支援制度を展開し、農業者への支援を行っております。

また、食品の加工、販売に向けた6次化につきましても、第6次下郷町総合計画へ主な施策の一つとして掲げた重要な課題の一つとなっております。こちらにつきましては、現在のところ主に国や県が事業者の取組を支援しておりまして、町は事業の周知等により活用を推進しているところでございます。

次に、観光事業者関連の支援でございますが、こちらは中小企業庁の小規模事業者持続化補助金、ものづくり・商業・サービス補助金などがございまして、小規模事業者が経営計画を自ら策定し、商工会の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援するものであり、町商工会が窓口となっております。

以上のような制度を上手に活用していただくことで、町としての農業者と観光事業者双方の関わり合いの強化につながるものと考えております。特に農業に関しましては、現状を打破するために、地区ごとに事情や問題点も異なりますので、これらを地域住民と共に考え、対策を練りながら、新規農業就農者や担い手の確保に努め、町と相互連携を図っていききたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

国、県によります耕作放棄地に対応する施策としては、耕作放棄地の増加による景観

の悪化を防止するための対策として主なものは、水田活用直接支払交付金、対象者は水田に販売目的で転作作物を生産している人に、水田の1反当たり1万円から3万5,000円まで、作物によりますが、助成金を交付されます。2つ目は、畑作物直接支払交付金、1反当たりソバが1万3,000円、大豆が2万円。畑作物の数量払いについては、認定農業者、集落営農組織対象で、ソバ45キロ当たり1万1,000円から1万3,800円、大豆が60キロ当たり8,780円から2万円となっております。

町が農業を奨励している事業としましては、一つは有機堆肥活用推進事業、町内で農業を営む販売用作物に使用した有機堆肥の購入費用2分の1の額を補助しております。次に、エゴマ生産奨励事業、1キログラム当たり500円の補助をしております。直売所納品手数料の助成制度、実績額の5%の補助をしております。ソバ等級検査支援事業、検査手数料1袋当たり250円の補助。

次に、耕作放棄地解消支援事業としては、1アール当たり3,000円の補助。

次に、下郷町の土産品物としての地域特産物栽培支援事業としては、アスパラ、トマト、インゲン、ニラ、キュウリ、高菜、花き、ソバ、花豆、水稻の資材代や一部品目については、種苗代を補助している。

次に、農業用井戸施設設置費用の補助金、50万円を限度として助成金を出しております。

担い手不足のために、夢ある農業担い手育成支援事業、担い手の確保と本町農業の振興を図るため、新規就農者などに補助金を交付するものであります。新規就農者研修事業として8万円の12か月分、新規就農者経営支援として10万円の36か月分、新規農業経営法人化支援事業としては法人登記の申請を上限15万円として事業を展開しております。

次に、飼料用米作付支援事業の補助金は、1反当たり5,000円。

景観悪化の対策のために、景観形成作物の種子購入支援事業として補助金を出しています。農業を営む農家に対し、種子の購入費用の2分の1の補助をしており、上限が15万円。

しもごうの農の贈り物事業を土産品として利用されております。今年は、1,300個の販売済みであります。

次に、農産物加工食品の産業の創出についてでございますが、就農者に対する補助制度としては、新規就農者育成総合対策事業、18歳以上から50歳未満までの対象で、就農準備資金として年150万円2年間、経営開始資金として年150万円3年間。町単独事業で考えられる今後の対策としては、6次商品化開発資金の創設として、観光土産品等を開発していただく構想を支援することも考えなければなりません。

観光での補助を活用した事業としましては、誘客交流事業、100万年イベントの開催、サイクリングツアーの実施、教育旅行などの誘致事業、誘客受入体制整備、下郷町観光ガイドの育成、新人ガイドの講習会、ガイドスキルアップの講習会、それから誘客事業、ご褒美宿プラン3回の実施、宿とランチプラン、ランチ半額プラン、テークアウトプラン、食事プラン、体験プラン、家族と遊ぼう、仲間と遊ぼうという事業でございます。

次に、観光事業の創出を目指す対策としては、観光業者のための補助制度、施設改修事業の補助金、これは商工会が窓口となって現在実施しているところがございます。企業支援事業の補助金、これは町単独事業でございます。この中身は、労働環境整備補助金、これは2分の1の補助で50万円の上限。若年雇用奨励金、1か月1万円で3年間などがございます。ぜひ利用していただくようお願いしたいと考えております。

事業創出の創業支援については、産業競争力強化法に基づく認定を受けた町村別の創業支援事業計画、各自治体が創業支援機関、下郷町では商工会と連携して、創業セミナーや創業希望者に対するの支援を行う事業、創業支援機関について開催するセミナーを実行することで特定創業者の認定を受けることが可能となり、国の創業補助金などの活用が可能となります。

また、事業継続としては、2025年までに70歳を超える中小企業、小規模事業者の経営者が245万人となり、その半数の127万人が後継者未定の状況になっており、このまま放置すると650万人の雇用、約22兆円のGDPの損失の可能性があるため、国が2015年から重点的に事業継承に力を入れています。下郷町商工会では、南会津商工会広域連携協議会の伴走型支援事業で実施した令和3年度の調査の中で、事業継承に悩みを持つ事業者が一定数あったことから、令和4年度は事業継承の相談、計画の策定に力を入れ、事業継承支援センターや各種専門家と協力し、事業継承支援を行っていく予定であります。

既存事業の持続的発展の支援には、平成26年に制定された小規模企業振興基本法により、町村部などの小規模事業者においても補助金などの施策活用が可能になっております。令和元年度からは、経済産業省において生産性革命推進事業としてパッケージを同年型として募集しており、小規模事業者の持続的発展の底支えを行っているところがございます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 今町長が各補助金をいろいろ述べておられましたが、それはほぼ国や県でやっていて、自治体に沿った補助金ではないと感じます。そして、町長には国では行っていない、国では分からないかゆいところに手が届くような町の独自支援をしていただきたいと思っており、そして第6次総合計画には町民の参加を推進するために、各種委員の公募や意見公募制度、集落座談会の拡充を図り、町民の意向や意見を施策に反映すると書いてありますが、委員会は開いているので、そちらは実施しているのは分かるのですが、それ以外の方法で現在のそういった問題を観光業者、就農者、農業事業者と意見交換をして施策を作っているのかお聞きします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの星和志議員の質問に対しては、1回目の答弁で申し上げましたけれども、農業者に対する町独自の支援、これはなかなかほかでもやっていないことをかなりやっていますので、しっかりと資料を見ていただければと思いますので、農林

課に、農業再生協議会にこうした事業が入っていますので、町独自の事業が展開されていますから、十分承知願いたいと。それでも足りないということであろうかと思っておりますので、ぜひ議員の提案をお待ちしていますので、よろしくお願いします。

また、町の独自支援の観光事業としても、観光事業の振興についても先ほど申し上げましたけれども、これだけの観光誘客のための補助事業を出している町村は、私は会津管内ではないと思っている。今は、ちょっと誘客事業についてざっと述べましたけれども、これだけの事業を展開しているということは、相当な支援金額でございますし、これは予算上見ていただければ分かると思います。今後やはりコロナ禍の中でも続けていく必要があるし、様々な誘客事業について展開していかなければ、町の観光産業は成り立っていかないと私は感じておりますので、よろしくご協力をお願いします。

また、創業でございます。農業をしたいという方もいらっしゃいます。相談も何回か受けてございますが、やはり基本となるところは気持ち、そしてそこにつながるバックの基本的なものがないと、ただ単に農業を極端にやるといっても、都会から就農したいという話があったとしても、それはちょっと勉強してみないと、自ら勉強しないと駄目。やっぱり今若い人が就農していると、本気でやっているという人は、おやじさんが立派な農業をしている。その中で、その後継者としてやっていただくというものが現在の認定農業者でもあるし、今後新たな農業を目指すならば、そうした研修を受けながら認定農業者になるべきだと私は思っていますから、その研修の中身については町事業としても当然再生協議会に予算化をしながら進めていくことが大切だと、こう思っていますので、農業を新しくやってみたいという人がいれば、ぜひ相談をしていただければと思っています。

それから、商業、サービス業等で新しく開拓しながら企業を起こしたいということもございましょう。これもまた大変な決断をしなければなりませんけれども、あらゆる先ほど国の制度、県の制度等がございますので、その創業支援に基づいてしっかりとやっていただくということは、私は賛成するものでありますから、そういう方がいらっしゃったならばぜひ紹介していただければ、私のほうと商工会ということで窓口として実施しますので、説明しますので、ぜひ協力をお願いしたいと。

それから、町民との意見の関係でございますが、私はいろいろな町民との意見ということで、令和4年度内には何回か実施しているわけですが、まずは商工業者の関係の商工会青年部との関係は2回行いました。なかなかコロナ禍において、要するにコロナが感染したということになると、やっぱり会議というか、そういう意見交換会の場は延びてしまう。だから、ちょっと落ち着いてきたときに2回ほど実施しましたけれども、あらゆる若い人の考え方を聞いていきたいなという感じしております。また、子育て支援、子供支援の関係でも、PTAの役員の人たちと意見を交換いたしました。これからもそういう回数を含めていきます。

ただ、行政区の相談会はコロナ禍で中止になった経過がございます。やはり私のほうで企画してもコロナ感染者が出ると、これはまずいなということでちょっと遠慮しまして、コロナが終息したならば、そういう意見交換の場はぜひとも各行政区においてもお

願いし、そして町からの呼びかけもしていきますので、ぜひ何回でもできるように協力体制を整えていただきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

以上でございます。よろしくご理解ください。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

1 番、星和志君。

○1 番（星和志君） コロナ禍でそういった会議が設けられなかったというのは承知しました。ですが、やはり町民の意見をどうにかして町長のもとに、耳に入れて、よりよい施策を作ってほしいです。

そして、私個人に入ってきた町民の意見ですと、やはり人材、人がいなければ仕事が進まず、事業の拡大もできず、最初の質問で言っていた次の一手に投資ができない。そこをどうにか支援していただけるとありがたいなという意見は聞きました。パートさんの補助とかあったら、自分も違うことができ、新しいことをどんどんやっていけるのになどといった意見がありました。

そして、その人材に関してなのですけれども、前の会でも言ったシルバー人材とかもあるのですが、シルバー人材ではやはり体力的限界があると考えていて、やっぱり農業や建設業とか、そういった体力勝負の仕事には難しいなと思っており、今ちょっと話題になってしまっている外国人労働者、そちらのほうも視野に入れてはどうかと思います。私、議員になる前にこの外国人の労働派遣の協同組合を立てようとして、商工会の中央会にお話ししに行ったところ、それ行政を絡めたほうがいいよというアドバイスもいただき、今話しました。町長の意見、お聞きしたいです。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 星和志君の質問にお答えしたいと思いますけれども、町民の意見を聞いて町の仕事をさせていただきたいと。一つの例として、沼尾の件を6番議員から申し上げられました。これも、国の表彰も受けられたという中の以前の三沢の沢の水の確保、これも地域から意見が出て事業展開した。あの沢から出る水、沢から落ち葉が落ちる、そうしたところに水源地があって、1週間に1回は管理に行かなくてはならない、そういう場所。ですから、それにネットを張ってくださいと。令和2年度の事業でやった。そういうこともありますし、農業もだんだん少なくなってきています、あの地区は。そういうときに、やはりため池というものができたのです、当時は。そのため池がもう古くなってしまって、漏れてしまうと。そういうことも要望というか、話合いの中で出されましたので、それを改修することになって、今年の実業で実施しているところであります。また、枝松区の水源地の問題、これもやはり話合いをした結果、そうした水源地が壊れた場合どうするのかと。あるいは、戸石小屋の2軒を水の確保はどうするのかと。これが実質的に事業展開しているということは、町民の意見を聞いているということです。

私は行事、公務がないときには必ず町を歩いてきます。車で歩いてきます。そういう考えを持っていますので、小さな意見でも意見は聞いています。会議を開かなくても、そうした小さな意見は聞いて実行に移していますし、雑根もそうです。私が町長になったら、小さい事業を展開してくれるという意見も聞きました。舗装が亀裂が入ってい

れば、亀裂を補修しているのです。そういうところを見ていかないと、実際の事業は展開できないし、雑根の奥に今集落はございませぬけれども、じいちゃんが言っていて、町長は選挙のとき来て、あとは来ない。そういうことでは駄目だと言われました。私は、町長になっていませんでしたから、そのとき。私は年に1回来ますよと約束した。しかし、私は年に1回でない、年に3回ぐらい行っていた。そんなことで、そういう話も聞くこともできますし、いろいろなことで意見を頂戴することはやぶさかではないですから、ぜひ皆さん、町民に言っておいてください、議員から。ぜひ相談、意見交換しますと。

それから、人材。人材不足です、今は。この人材確保をするには、どうしても今の段階ではハローワークが出してもなかなか集まらないし、雇用したとしても辞めてしまうのが多いのです。我慢ができないという言葉は当てはまらないけれども、そのような方もいらっしゃるんで、やはり雇用する側でもそうしたことを頭に入れておきながら、雇用の確保をしていただくようお願いしたいと私は考えておりますし、行政でできるものについては行政でやっていきたいと思っておりますので、その辺は企業関係者との協議事項が大切であると私は思っております。

また、事業を拡大する、これも人材確保の問題。事業を拡大する上では雇用が必要なので、その雇用のための、先ほども申し上げましたけれども、補助事業は町単独であるわけですから、雇用すれば1か月10万円の補助もありますので、ぜひこうした制度を活用していただいて、そして雇用したならば定着するように、若い人がずっと引き続き仕事ができるように、やはりその問題が一番大切かなと私は思っておりますので、今後ともそうした関係の問題については、十分に行政としても協力するところは協力していきたい、こう思います。

また、外国人雇用については、ある企業では雇用をする計画ではおりますので、そうした企業に対して十分な町の治安の維持の問題、あるいは雇用条件の問題、後に問題が起きないようにひとつ考えていただくような雇用形態をしたならば、私のほうでも、地方自治体でも協力する点は協力していきたいという考えですので、議員の理解をお願いしたい、こう思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 町長が小さなことにもすぐ取りかかる町長だとは分かりましたが、そのお金の使い方についてなのですが、道路の亀裂などもいいですが、やはりこの町で働いている人に補助をして、投資をして、そしてそこから生産人口を増やしたり、税収を増やしたりして、結果町の税収がアップするような、そういった施策でなければ、この町はどんどん衰退していく一方になってしまいますので、困っている人を助けるのも当然ですが、税収や人口増加など、そういった経営面での考えもしていただきたいと思っております。ただの要望です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁をお願いします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 非常にいい意見でございますが、下郷町の予算は当初予算で46億円、令和4年は。公共事業が多いか、少ないかという判断はもちろんです、南会津を考えた場合は、やっぱり公共事業に携わる人がいっぱいいるのです。それで生活していると。ですから、道路の亀裂をしても、人がいなければ亀裂は直すことできないのです。ですから、これも人材の確保になれば、人材の確保になって税収が入ってくるのです。しかし、現在のところ、総体的な予算は当初予算で46億円ですから、なかなか事業費に回っていかない点もあるし、個人経営者になるとやはり間接的な支援しかできないのです。直接できない。だから、事業量を増やすことが税収につながっていくし、人材確保にもつながっていくということになるかと私は思っているのです。ですから、その事業の予算については、あまり崩さないでやってもらうことを考えていますし、和志議員のうちでもそういう事業でしょう。そうだと思いますから、そういうものを減らさないでいかに人材を確保するかということのも、まず今の段階ではやらなくてはならない。そして、人口増加のためには、やはり今の公共事業で縦貫南道路の完成と、あるいは栃木西部の道路と直結でつながると、あるいは下郷会津本郷線の事業を展開してもらうと、こういうことが人材の確保につながっていくと、こう思いますので、その辺は理解していただければ。

また、経営者についても、やはり公共事業ばかりでなくて、いろいろな農業もそうです。サービス業もそうです。こういう事業を展開することについての支援は、これは今までどおりやっていきますし、これで足りないのであればまだ予算確保しなければならぬ。大いにやはりサービス業なんかは頑張ってもらって、そして下郷町に来ていただくということが今後5年、10年後には必ず人口が増える。そういう計画を立てながら、やっぱり現在のところの予算の確保をしていくと。そして、これから今後そうであろうということになれば、人材も確保されるし、いろいろな業種にまたがって雇用が生まれてくると、こう考えておりますので、ぜひその計画をいろいろな方へ話していただいて、町として取り上げる部分、計画すべきところは計画して、それを実行に移すということだと思いますので、ご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

○1番（星和志君） ありません。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんね。

○1番（星和志君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、1番、星和志君の一般質問を終わります。

それでは、ただいまより休憩いたします。再開は14時ちょうどにします。よろしくお願いたします。（午後 1時37分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 2時00分）

次に、11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） 皆様、こんにちは。議席番号11番の星輝夫でございますけれども、今回も一般質問を行わせていただきます。

今回3項目ほどでございまして、1つ目に冬期の暖房費の補助について、2つ目に大内宿入り口交差点、大道通の改良について、3つ目に本町産野生キノコ出荷について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願ひいたします。

その前に、元総務課長さんが新しい副町長さんに任命されまして、心よりお祝ひ申し上げます。今後ともひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、本題に入らせていただきます。1番、冬期暖房費補助について。令和3年12月定例会において、私は町民にも寒冷地補助があってよいのではないかという質問をいたしましたところ、町長さんはいち早く期待に応えて、町民各世帯に一律1万円の暖房費補助を支給されました。町民は皆感謝し、町長さんはやることがすごいという声は、町長さんの耳にも届いたと思われます。本年は、昨年以上に食料品、日用品、エネルギー関連の物価が上昇し、年金生活者や低所得者はもとより、子供を抱えたサラリーマン世帯でも給料が上がらず、苦しい生活を強いられております。昨年も申し上げましたように、本町は積雪多い寒冷地に属しており、町長さんはじめ本町職員に寒冷地手当が支給されるというならば、同じ寒冷地に暮らしている町民にもそれなりの支援、補助があってもいいのではないかと思うのは、間違った考えなのでしょうか。本町職員には、10月から3月までの5か月間にわたり寒冷地手当が支給されると聞きますが、本町職員と同じこの寒冷地に暮らす町民にも、できれば恒久的に支援、補助するという考えはお持ちではないのか、お聞きしたいと思います。町長さんの勇気ある回答を期待したいと思います。

2番目、大内宿入り口交差点、大道通改良について。平成27年から令和4年まで、県では地質調査、ボーリング、路線の土地測量、交差点改良平面図の説明会、現地境界線の立会い確認、建物の物件調査などを行ってまいりました。令和4年9月頃から建物解体工事が始まり、現在では2軒の建物解体が終わっております。令和4年11月4日に国の予算で大内宿入り口交差点、大道通改良工事に約1億円の交付が決定したと耳にしましたが、事実なのでしょうか。事実であれば、今後どのような工程になるか町で把握しているのか、お尋ねいたします。地元区民には連絡がありませんが、今後地元区民に不安が生じないように進めていただきますよう、町からも県に要望いただきたいと思います。

3つ目、本町産野生キノコ出荷について。野生キノコは、下郷町は出荷制限対象区域となっておりますが、南会津郡内の一部地域では出荷制限されておらず、出荷を行っているところがあります。東日本大震災から11年と数か月、町の独自調査等で食品衛生法の100ベクレル、セシウムを上回っているキノコはいまだに検出されているのか、お尋ねをいたします。比較的距離が近い地域の出荷可能、下郷町では出荷不可能なのか、私は疑問を抱いております。出荷制限解除等、町ではどのように県や国に働きかけ、今後どのような対策を講じていくのか、お尋ねいたします。

以上でございます。答弁のほどよろしく簡潔にお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 議席番号11番、星輝夫議員のご質問にお答えしたいと思います。

冬期暖房費補助についてでございます。今ほど星議員より質問いただきましたとおり、昨年度は原油価格の高騰による影響緩和を目的に、原油高騰対応緊急給付金として補正予算で2,200万円の予算を確保し、全ての世帯に1万円の給付を行っております。なお、給付率は98.2%、2,164世帯の方々に支給をしております。また、今年度につきましても物価高騰対応緊急給付金として、燃料や食材などの物価高騰に対応すべく、昨年度同様全ての世帯に1万円を給付しているところでございます。12月16日現在の数字では1,983世帯、91.7%の世帯に支給が完了した状況でございます。

また、これとは別に、国の制度として電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、予算4,120万円を並行して進めておりますが、こちらは住民税非課税世帯など704世帯を対象に、1世帯当たり5万円を給付することとなっております。こちらは、去る12月15日に初回受付分43世帯の給付を行い、今後も申請書が届き次第、随時給付を進めていく予定でございます。さらには、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業、予算として5,460万6,000円により、消費の下支えを通じた生活者の支援や地域経済の活性化を図ることを目的に、全町民に対し町内店舗で使用できる1人1万円の商品券を発行することとしており、昨日発送したところであります。

これらの支援策につきましては、現在の社会情勢に鑑み展開している事業であります。今後につきましては、新型コロナ、円安、不安定な国際情勢など町民の生活に深刻な影響が懸念される場合は、国、県の動向を注視しながら支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、大内宿入り口交差点、大道通の改良についてでございますが、大きな2点目の改良でございますが、福島県南会津建設事務所により平成30年度から事業が進められております。南会津建設事務所からの情報によりますと、令和4年度当初予算において予算を確保し、現在権利者との交渉を実施中であると伺っております。また、追加での補正予算につきましては、同様に南会津建設事務所を確認しましたところ、現在追加での補正予算は確認できておりませんとの回答をいただいております。6月定例会の一般質問でもお答えしたように、今後も町といたしましては南会津建設事務所と連絡を密にした上で、必要な情報は区長等を通じ地区の方々へのお知らせをするとともに、県に対しての早期の工事着手と事業完了に向けて要望してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、大きな3点目の本町産野生キノコの出荷でございますが、まず町の独自調査についてでございますが、令和3年度まで自家消費野菜等の簡易測定業務を実施しておりましたが、参考値としての調査で、現在は行われておりません。野生キノコの放射能測定を行うには、会津農林事務所を經由し県の調査機関で検査しなければならず、数字の値的なデータはこの調査等を基に公表されております。野生キノコについては、県のモ

モニタリング調査において平成25年にサクラシメジが基準値となる100ベクレルを超えたものをきっかけに、町内全ての野生キノコが出荷制限となったところであります。野生キノコの出荷制限解除に向けては、県南会津農林事務所と連携しながら取り組んでいるところでありますが、その中でキノコの種別ごとに3年以上かけ、1キログラムの検体60件を検査して、検体の放射線量が50ベクレルを下回る安定したものについて、国と協議を行っていく方針としているところであります。また、この60件の検体採取を行うためには、町内の広範囲からの採取が必要でありますことから、十分な採取量を確保できる品目を優先していく考えでもあります。現在解除に向けてモニタリング検査を行っているサクラシメジやコウダケは放射線量が高く、解除が難しい状況であり、また他品目が解除になった後、100ベクレルを超える検体があった場合には、解除された品目も再び出荷制限になってしまうというリスクもあります。そのような中でありますが、現在ムキタケは本町でも採取量が多く、検査時の放射線量が低い状況であることから、今年度に必要となる60検体を採取し、現在出荷制限解除に向けて協議中であります。

いずれにしましても、野生キノコも本町にとっての特産物の一つであり、多くの品種の出荷制限が解除になることが望ましいものとは考えております。今後対策としましては、モニタリング検査の状況を注視し、慎重に出荷制限解除に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） 1点目の冬期暖房費補助について質問させていただきます。

先月臨時会で国の補助金ということで、電力、ガス、食品等の緊急補助金ということで国から10分の10支給される。それは、町は全然支出ないということは分かりました。そこで、先ほど町長さんが言ったように、今回新たに町独自で予算化をして支給されるということでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 先ほども答弁をいたしましたけれども、現在の社会情勢に鑑み展開している事業であります。これは、国の施策によって展開している事業で給付金等助成をしているところでございますが、不安定な国際情勢によって電気料も上がる、ガス、灯油代も上がるということの今の状況、食料品も上がっています。そういう状況を踏まえながら、今後コロナ禍の国の予算が交付されるのか、臨時特別交付金が交付されるのか、されないのか、これを見極めながらこの判断をしていかなければ、二重に予算計上することはできませんし、恒久的財源となるとやはり皆さんの意見も必要だと思います。

これは、今町の財政は令和4年度で46億円ですが、決算上は60億円になるのですが、46億円で予算を執行した。令和4年の4月からしていますけれども、自主財源の収入は毎年2,000万円ないし3,000万円の間で減額している、減収しているのです。それは当然だと思います。償却資産が減る、これが大きい。何百万円も減る。それから、人口減少

によって税収が上がらない。これは当然だと思いますし、そういう自主財源が減る中で、ただ今の国の方針としては地方交付税の増額がありますので、以前から比べると予算的には余裕があるのではないかとは思っていますけれども、これはあくまで今現在の政府のやり方ですから、これ昔の、名前は申しませんが、三位一体の改革になってやれば、これはまだ5億円も減ってしまうことになってしまう。そうすると、自主財源の乏しい中で恒久的な支援をしていく、これは我々もやっぱり考え直さなければならないであろうとは思いますが、寒冷地手当そのものが国で今これが必要なのかどうかということも検討されているとは聞いていますし、今地球温暖化だから、暑いところでも今度は交付してくれないかというような意見が出たときにはどうするのかということも考えられますので、その辺は十分、先ほどお答えしたように、国、県の動向を注視しながら支援策を検討してまいりたいと考えておりますということが今時点の11番、星輝夫議員に対する答弁になろうかと思いますが、いずれにしてもこの支援策が実現できるような方法はどのようなやり方があるのか、タクシー券の交付的なもの等を考えてやるのか、そういうことを少し研修あるいは研究する時間があってもいいのではないかと思いますので、そのようにご理解してください。お願いします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） 2番目の大内宿入り口交差点、大道通の改良についてでございますけれども、私何日か前、数軒該当するうちを回ってきました。そうしたところ、県のほうから電話があったと。土地決まったのですかと、空き家も決まったのですかと。しかし、いまだに土地の補償も出ていない、建物補償も出ていない。逆だと思っております。そう住民に言われました。そこで今後、住んでいるうちもあり、また集会所も当たると聞いております。そこで、町の窓口は何課になり、そして責任者は誰になるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの11番、星輝夫議員の質問にお答えしますが、県の事業で補償問題の関係の事業については、個人情報もありますので、多分町にもしっかりと説明はしていないと思うのです。我々は又聞きぐらいの話で、実際補償問題の金額の問題になりますと、我々に教えることは恐らく県もしないと。ただし、地域の人たち、土地を求めて移るのか、あるいは同じ場所に近いところに移るのか、そういうことは地区の人たちは心配していると思いますので、そうした心配事についてはぜひ町のほうに相談かけていただければ、その意見を県のほうに申し上げたいと思いますので、いろいろな道路改良によって移転される方、そういう気持ちを考えると、ぜひ町でも相談に乗ってあげたいと思うのですが、金額のことになると一切県は説明はしません。ですから、そこは分かっています。ただし、どこに移りたいとか、どこにうちを建てたいとかという相談には乗りますので、その辺は遠慮なく地区の人に申し上げてください。それは、建設事務所の了解の下で私がやりますから。そうでないと、町の事業ではないので、そ

こを誤解されると困りますけれども、県のほうからの許可というか、許しを得たならば、そうした内容のものについて相談していきたいと思うのですが、ここが一番大切なところなのです。本郷線もそうなのです。県が先行してやって、後から問題が出てきたときに、ああ、どうしようか、どうしてくださいますかと言われても私は困ります。これは当然、当時の町長ではないから、いいのだけれども、30年たっても結論出ないのです。そのようなことのないように、しっかりと取り組んでまいりますので、その辺はちゃんと輝夫議員、11番議員、理解してください。そして、県のほうと協議しながら進めて、事業を早くできるように進めていきたいと思いますので、よろしくご理解ください。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） ただいまの答弁で、相談窓口、町に相談してくれと言われたのですが、町長さんでいいのですか。そこら辺、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 町長自らやるのではなくて、建設課のほうで窓口になりますから、これは建設課に相談してください。私は直接はやりません。それは理解してください。お願いします。

○議長（小玉智和君） いいですか、11番。

○11番（星輝夫君） はい。

○議長（小玉智和君） 星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、集会所も一応当たると言われております。そうした場合に、集会所は国、県、町からの補助金は出るのか、また新築した場合には図面並びに建物の入札行う場合には地区、自治体で進めてよろしいのかどうか、その点1点お願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番議員にお答えしますけれども、区の財産ですから、それは町のほうではいろいろなことで相談受けたとしても、執行者側で決断していただいて事業を進めるのがいいのではないかと思いますし、予算によってはいろいろな、予算の中身ですよね。要するに補償金で建てられるのか、建てられないのか、あるいは建てる場合の土地はどうするのかというようなこともありますので、その辺は協議しながら進めていくことが大事だと思いますので、それも窓口は建設事務所と町と、それから区と協議しながら進めていくことがよいのではないかと考えていますので、ぜひそのときには相談をして、私からも区民館というか、集会所の移動というか、改築あるいは新築等になるか、それは分かりませんが、その辺については相談に乗りますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問。

星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、3番目の本町産の野生キノコ出荷について質問させていただきます。

あの原発事故のときに私は秋、その年、キノコやりました、検査。森林組合の隣にあったあそこでやったのですけれども、今は先ほど答弁では稼動していないということが分かりました。そこで、私また10月に行き、保健所に行ったのです、キノコは食べるものだと思って。そうしたら、林業事務所へ行ってくれと言われてまして、何とかやはり、町でもそういった生計を立てている人がいっぱいいますので、ご期待に応えるようひとつ努力のほどよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

○11番（星輝夫君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁漏れはありませんか。

○11番（星輝夫君） ありません。

○議長（小玉智和君） これで11番、星輝夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程の追加

○議長（小玉智和君） お諮りします。

一般質問が本日で全部終了いたしましたので、明日12月21日を議案思考のため休会にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付いたします。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 休会の件

○議長（小玉智和君） これから追加日程第1、休会の件を議題といたします。

お諮りします。明日12月21日は議案思考のため休会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、明日12月21日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の日程は12月22日であります。

議事日程を配付いたします。

(資料配付)

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

本日は、これにて散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。(午後 2時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月20日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和4年第4回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	令和4年12月15日			
本会議の会期	令和4年12月15日から12月22日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和4年12月22日	午前10時00分	議長 小玉智和
	閉会	令和4年12月22日	午後3時39分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	9番 湯 田 健二
	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和	
欠席議員	8番 湯 田 純朗			
会議録署名議員	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 室井 哲	参事兼総務課長 湯田 英幸	総合政策課長 玉川 武之
	税務課長兼会計管理者 佐藤 貴博	町民課長 室井 節夫	健康福祉課長 佐藤 英勝	農林課長 只浦 孝行
	建設課長 猪股 朋弘	教育委員会教育長 湯田 嘉朗	教育次長 湯田 浩光	農業委員会事務局長 大竹 浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 荒井 康貴	書記 室井 徳人	書記 芳賀 沼 崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和4年第4回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：令和4年12月22日（木）午前10時開議

開 議

日程第 1 議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 2 議案第58号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 3 議員提出議案第8号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 4 議案第59号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第5号）

日程第 5 議案第60号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 6 議案第61号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第 7 議案第62号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 8 議案第63号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 議案第64号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議会改革特別委員会報告について

日程第11 議員提出議案第9号 下郷町議会の会期等に関する条例の設定について

日程第12 閉会中の継続審査申出について

散 会

閉 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

今定例会も本日最終日であります。慎重なる審議、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。8番、湯田純朗君から欠席する旨の届出がありますので、よろしくお願ひします。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

発言の訂正について

○議長（小玉智和君） 日程に入るに先立ち、町長から発言の訂正を求められておりますので、許可いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

去る12月15日に申しあげました提案理由説明の中で、議案第59号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第5号）における歳出の予備費につきまして、「9,057万1,000円の増額補正」と説明申しあげましたが、「9,030万4,000円」の誤りでございましたので、訂正いたしますので、よろしくお願ひ申しあげます。

日程第1 議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） それでは、日程第1、議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） おはようございます。それでは、私のほうからご説明申し上げます。

議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事院勧告及び県の取扱いに準じ、職員の給与について改定をお願いするものであります。

改正の概要でございますが、給与表につきましては民間給与との格差0.21%を埋めるため、初任給を中心に若年層の給料月額を引き上げ、期末、勤勉手当において民間の支給状況を踏まえ、年間支給月額を0.10月分引き上げ、期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.05月分配分するものであります。

新旧対照表1ページをお開きいただきたいと思います。第19条、期末手当でございま

すが、第19条第2項は、再任用職員以外の職員に係る支給割合を改正するもので、100分の117.5を100分の120に改めるものです。これにより、年間の支給月額が100分の235から100分の240となり、0.05月分引き上げられることとなります。

第3項であります。再任用職員に係る期末手当支給割合を改正するもので、100分の65を100分の67.5に改めるものであります。これにより、年間の支給割合が100分の130から100分の135となり、同様に0.05月分引き上げられることとなります。

続いて、第20条、勤勉手当でございますが、第2項第1号は再任用職員以外の職員の支給割合を改正するもので、100分の95を100分の97.5に改めるものです。これにより、年間の支給月額は100分の190から100分の195となり、0.05月分引き上げられることとなります。

新旧対照表の2ページから3ページとなりますが、別表第1、給与表を改定するもので、アンダーラインを付しておりますものが今回改正となる給与月額でございます。引上げ額は、1級1号で4,000円、5級7号は400円と、若年層に重点を置いたものとなります。

議案書の2ページにお戻りいただきまして、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第19条、第20条及び別表第1につきまして今ほどご説明した内容で改め、附則でございますが、第1項では施行期日を、一部を改正する条例は公布の日から施行するとするものであります。さらに、第19条第2項、第3項及び第20条第2項の改正規定につきまして、令和5年4月1日からの施行とするものであります。

附則第2項は、この条例の規定は、前項ただし書に規定する改正規定を除くものにつきましては、令和4年4月1日から適用するとするものであります。

附則第3項では、今12月期における期末手当の特例措置を定めるもので、再任用職員以外の職員については100分の117.5とあるのは100分の122.5、再任用職員につきましては100分の65とあるのは100分の70とするもので、0.05月分支給割合を引き上げるものです。

附則第4項では、今12月期における勤勉手当の特例措置を定めるもので、再任用職員以外の職員について100分の95とあるのは100分の100とするもので、0.05月分支給割合を引き上げるものです。

附則第5項、第6項につきましては、内払い規定、委任規定を定めるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第58号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(小玉智和君) 日程第2、議案第58号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) ご説明申し上げます。

6ページを御覧ください。議案第58号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、町長、副町長、教育長に係る期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる改正をするものです。

新旧対照表4ページをお開きいただきたいと思います。第4条、期末手当でございますが、町長等の支給割合を改正するもので、100分の160を100分の162.5に改めるものです。これにより、年間の支給月額が100分の320から100分の325となり、0.05月分引き上げられることとなります。

議案書にお戻りいただきまして、7ページをお開きください。町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第4条につきまして今ほどご説明した内容で改め、附則でございますが、第11条では令和4年12月に支給する期末手当の特例措置を定めるもので、100分の160とあるものを100分の165とするもので、0.05月分支給割合を引き上げるものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議員提出議案第8号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(小玉智和君) 日程第3、議員提出議案第8号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) お諮りします。

本案については、提案理由に記載されているとおりでありますので、会議規則第37条第2項の規定に基づき、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第8号の件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第8号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第59号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第5号)

- 日程第5 議案第60号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第61号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第62号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第63号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第64号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(小玉智和君) この際、日程第4、議案第59号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第5号)から日程第9、議案第64号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の件まで6件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

議案第59号につきましては総務課長、湯田英幸君、議案第60号及び議案第61号につきましては町民課長、室井節夫君、議案第62号につきましては健康福祉課長、佐藤英勝君、議案第63号及び64号につきましては建設課長、猪股朋弘君、順次説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) ご説明申し上げます。

8ページを御覧ください。議案第59号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第5号)でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ8,062万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億3,674万9,000円とするものであります。

別紙議案第59号資料には、今回の補正予算の主要なもの4つの事業について、概要が記されております。こちらにつきましては、歳入歳出予算の中でご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

歳入の主なものでございますが、15ページをお開きいただきまして、地方交付税でございますが、普通交付税の再算定により追加補正6,198万4,000円となっております。

分担金及び負担金でございますが、保育所広域入所委託金、他町村からの受託児童の増加による追加補正209万7,000円でございます。

国庫支出金でございますが、民生費国庫負担金では、歳出と併せ今後の見込額を精査し、障害者自立支援医療給付費国庫負担金を157万1,000円、保育所広域入所に係る子どものための教育・保育給付費国庫負担金を200万7,000円、それぞれ増額しております。

国庫補助金につきましては、民生費国庫補助金では、障害者総合支援システムに係る障害者総合支援事業費補助金16万5,000円、出産・子育て応援交付金国庫補助金が106万6,000円でございます。これは安心して出産、子育てができる環境整備づくり応援交付金で、妊娠届提出時に5万円、出産届提出時に5万円、合計10万円の給付を行うもので、事業費の3分の2の計上でございます。

総務費国庫補助金につきましては、歳出における新しい農の販路開拓支援事業と学校給食費補助金の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金109万

4,000円を計上させていただきました。

16ページに入りまして、県支出金でございますが、県負担金、民生費県負担金の障害者福祉費負担金は、障害者自立支援給付費県負担金が78万6,000円でございます。これは、更生医療及び育成医療における入院件数の増加に伴う増額補正となっております。さらに、児童福祉費負担金では、保育所広域入所に係る子どものための教育・保育給付費県負担金が78万2,000円でございます。

県補助金の総務費県補助金につきましては、事業費の確定により市町村バス運行費県補助金を72万円減額するものでございます。

民生費県補助金につきましては、先ほどご説明いたしました出産・子育て応援交付金の県補助金分であり、事業費の6分の1、26万6,000円を計上しております。

農林水産業費県補助金につきましては、農林水産省共通申請サービス導入に伴う水田管理システム改修費用に係る定額補助、経営所得安定対策等推進事業補助金で90万2,000円の計上であります。

繰入金でございますが、県支出金でご説明申し上げました地方路線バス運行事業における事業費の確定により、過疎対策基金繰入金を460万円増額するものでございます。

諸収入でございますが、雑入では峠の茶屋屋根修繕に係る建物共済金306万6,000円と、目標達成度合いに応じ交付される福島県後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金95万6,000円の2つを計上しております。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。なお、人件費につきましては、今回の給与改定に伴うものと今後の執行予算を精査したものとなっておりますので、省略させていただきます。

18ページを御覧ください。総務費でございますが、財産管理費につきましては、役場庁舎の光熱水費において、電気料の高騰による追加補正189万円を計上しております。

交通対策費では、歳入でご説明申し上げましたとおり、事業費の確定により地方路線バス運行委託料を388万2,000円増額するものであります。

諸費では、先月実施いたしました自治功労表彰の事業完了に伴う残予算の整理となっております。

20ページ、民生費におきましては、社会福祉総務費では、民生委員視察研修の中止に伴い、町民生委員協議会補助金を60万円減額するものであります。また、繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金44万7,000円を減額補正いたしております。

老人福祉費につきましては、繰出金において介護保険特別会計繰出金82万1,000円を減額補正いたしております。

21ページ、障害者等サービス費につきましては、扶助費において、更生医療及び育成医療における入院件数増加に伴う障害者自立支援医療給付費314万2,000円を増額補正するものであります。

児童福祉費につきましては、歳入でご説明いたしました出産・子育て応援交付金160万円を補正計上するものであります。

児童措置費につきましても、歳入でご説明いたしました他町村への委託児童の増加に

よる追加補正、保育所広域入所委託料372万9,000円となっております。

22ページ、しもごう保育所費は、しもごう保育所の光熱水費において、電気料の高騰による追加補正86万9,000円を計上しております。

あわせて、地域子育て支援センター事業費につきましても、電気料高騰の追加補正9万7,000円を計上いたしております。

23ページ、農林水産業費につきましても、農業委員会費でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動内容の拡大に伴う活動回数の増加により、費用弁償25万5,000円を追加補正するものです。

農業振興費につきましては、歳入でご説明いたしました農林水産省共通申請サービス導入に伴うシステム改修費用に係る下郷町農業再生協議会補助金90万2,000円と、直売所で実施されています農作物の詰め合わせセット販売支援、新しい農の販路開拓支援事業51万円の増額補正となっております。

農地費につきましては、会津北部の豪雨被害によりまして、コンサルタント業者が災害優先の対応をしていることにより、倉楡堰測量業務について年度内の業務が難しくなったため、測量設計委託料100万円の減額補正を行うものです。

24ページ、林業振興費でございますが、枝松給水施設における自動滅菌器修繕事業完了により、修繕料129万8,000円の減額補正となっております。

林業振興費以外の24ページから26ページにつきましては、主に人件費に係るものでございますので、省略させていただきます。

27ページを御覧ください。教育費につきましては、小学校費の学校管理費でございますが、各小学校の電気料高騰により、光熱水費194万8,000円の増額補正を計上しております。

28ページ、中学校費の学校管理費につきましても同様に、光熱水費91万円の増額補正を計上しております。

29ページ、社会教育費の文化財整備費、修繕料につきましては、峠の茶屋屋根修繕事業完了による167万1,000円の減額補正となっております。

保健体育費の学校給食共同調理場運営費につきましては、学校給食の食材高騰に伴い、1食30円の単価上昇を見込み、学校給食費補助金を58万4,000円増額補正するものであります。

予備費につきましては、収支の調整を図りまして、9,030万4,000円の増額補正となっております。

以上、一般会計につきましてご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） それでは、引き続きまして議案第59号についてご説明させていただきます。

令和4年度下郷町一般会計補正予算（第5号）のうち、新規事業となります出産・子育て応援交付金についてご説明をさせていただきます。別紙の資料となります議案第59号資料（健康福祉課）を御覧ください。今回の事業につきましては、先日国会で予算

が成立いたしました令和4年度第2次補正予算の物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策の一部といたしまして、実施を予定しているものでございます。

まず、目的でございますが、核家族化が進み、地域とのつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭も少なくないため、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実と経済的支援を一体として実施することによりまして、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境の整備を行うことを目的としております。

次に、内容でございますが、今回の事業につきましては、伴走型相談支援と経済的支援の2つのメニューで構成されております。1つ目の伴走型相談支援につきましては、現在健康福祉課内に設置されております子育て世代包括支援センターで行っている、妊産婦や新生児を対象とした家庭訪問等の相談支援業務をさらに拡充する内容となっております。2つ目の経済的支援につきましては、妊婦健診時の交通費、育児用品の購入費用に充てていただくことを想定いたしまして、出産応援ギフトといたしまして、妊娠届出後の面談を実施いたしました妊婦に対して1人当たり5万円、子育て応援ギフトといたしまして、出生届出後の面談を実施した養育者に対しまして、新生児1人当たり5万円を現金で支給させていただく内容となっております。なお、こちらの名称についてでございますが、議案をご議決いただいた後に町の実施要綱を制定する予定としておりますことから、現時点では仮称とさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、対象者数でございますが、出産応援ギフト並びに子育て応援ギフトそれぞれ16人を見込んでおります。今年度につきましては経過措置といたしまして、令和4年4月1日以降に出生した場合、事業開始前に妊娠期にある方も対象となりまして、事業開始後にそれぞれの対象者に支給をさせていただく予定としております。

続きまして、予算についてご説明を申し上げます。まず、歳出につきましては、出産応援ギフト並びに子育て応援ギフトとしまして、負担金、補助及び交付金160万円を計上しております。

次に、歳入でございますが、今回の補助率が国3分の2、県6分の1とされております。国庫補助金として106万6,000円、県補助金といたしまして26万6,000円を計上しており、残りの6分の1が町負担とされております。

また、来年度以降の継続的な事業実施につきましては、現在国の令和5年度予算編成の中で調整がされている旨の情報が入ってきておりますが、現時点では未定となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、出産・子育て応援交付金につきましてご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） それでは、議案書の30ページをお開きください。議案第60号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ……

○議長（小玉智和君） 課長、マスク外してください。

○町民課長（室井節夫君） すみません。

歳入歳出それぞれ44万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,691万9,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、令和4年度の給与改定等により、人件費の減額や福島県国保連合会負担金の増額に伴います補正となっております。

36ページをお開きください。2の歳入についてご説明いたします。5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、職員の給与改定等による職員給与等繰入金が44万7,000円の減額になっております。

続きまして、議案書37ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、職員の給与改定等により職員人件費が44万7,000円の減額。

2目連合会負担金につきましては、国保連合会の国保事業報告システムの改修により県内市町村一律に負担金が増額され、16万5,000円の増額補正となっております。

その増額に伴いまして、8款予備費、1項予備費、1目予備費につきましては、財源調整による16万5,000円の減額するものでございます。

なお、今回のシステム改修による増額分は、令和5年度国の財政支援の対象となる予定です。

以上、令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてのご説明でございました。よろしくお願いたします。

続きまして、議案書の38ページをお開きください。議案第61号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万6,000円を増額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,012万4,000円とするものでございます。

44ページをお開きください。2の歳入についてご説明いたします。5款諸収入、4項雑入、2目雑入につきましては、3万6,000円の増額計上となっております。これは、福島県後期高齢者医療広域連合会からのインセンティブ交付金、保険料徴収向上対策分の交付予算額が示されたことによる増額補正となっております。

続きまして、議案書の45ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。1款総務費、2項徴収費、1目徴収費につきましては、先ほどのインセンティブ交付金の増額補正に伴う財源内訳の補正となっておりますので、一般財源と特定財源の3万6,000円の補正となります。

その下になりますが、4款予備費、1項予備費、1目予備費につきましては、財源調整による3万6,000円の増額計上といたしました。

以上、令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてのご説明でございました。よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） それでは、議案書46ページを御覧ください。議案第62号 令

和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,240万1,000円とするものでございます。

47ページから51ページまでは総括でございますので、省略をさせていただきます。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。53ページを御覧ください。給料、職員手当等、共済費、負担金、補助及び交付金につきましては、職員の給与改定によるものでございますので、説明を省略をさせていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、12節委託料につきましては、介護報酬改定に伴いますシステム改修委託料でございますが、事業完了に伴いまして11万円を減額計上するものでございます。

次に、2款保険給付費、2項介護予防サービス諸費、7目介護予防サービス計画給付費につきましては、今後の給付見込みによりまして17万4,000円を増額計上するものでございます。

次に、54ページから55ページをお開きいただきたいと思います。5款地域支援事業費から7款地域包括支援センター事業費までの給料、職員手当等、共済費、負担金、補助及び交付金につきましては、職員の給与改定等によるものと、育児休暇を取得していましたが係る人件費を整理した内容となっております。

次に、10款予備費につきましては、財源調整のため250万6,000円を増額計上するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。52ページにお戻りをいただきたいと思います。初めに、3款国庫支出金、2項国庫補助金、7目介護保険事業費補助金についてですが、先ほど歳出でご説明をいたしました介護報酬改定に伴いますシステム改修委託料の事業完了に伴いまして、国庫補助金7万3,000円を減額計上するものでございます。

次に、同じく3款国庫支出金、2項国庫補助金、8目災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災によりまして被災された被保険者の減免措置とした介護保険料に対しまして、国庫補助金1万5,000円を増額計上するものでございます。

次に、7款繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明をいたしました介護報酬改定に伴いますシステム改修の事業完了、職員の人件費等を整理したことによります予算の整理を行うものでございます。

以上、議案第62号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） おはようございます。議案第63号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書の56ページをお開きください。今回の補正は、歳出予算において職員の給与改定等による人件費の所要額2万8,000円を増額し、予備費により調整するものでございます。予算総額につきましては変更ございません。

内訳につきましては、60ページをお開きください。1款簡易水道費、1項簡易水道費、

1目簡易水道費、2節給料において4万5,000円、3節職員手当等において3万3,000円、4節共済費において3万3,000円をそれぞれ増額し、18節負担金、補助及び交付金において8万3,000円を減額いたしまして、総額2万8,000円の増額となります。

以上、議案第63号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたしました。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第64号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。議案書の61ページをお開きください。今回の補正は、歳出予算において職員の給料改定等による人件費の所要額3,000円を減額し、予備費により調整するものでございます。予算総額につきましては、変更はございません。

内訳になりますが、65ページをお開きください。1款農業集落排水費、1項農業集落排水費、1目農業集落排水費、2節給料において3万円、3節職員手当等において3万3,000円、4節共済費において5万円をそれぞれ増額し、18節負担金、補助及び交付金において11万6,000円を減額いたしまして、総額3,000円の減額となります。

以上、議案第64号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、ただいまより休憩いたします。

再開は11時ちょうどいたします。（午前10時51分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時00分）

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 何点かお伺いいたします。

まず、1点目、ページ21の出産・子育て応援交付金についてお伺いいたします。経過措置の中に、令和4年4月1日以降に出生した場合ということで、対象になるということなのですが、これは令和3年に妊娠をされ、今年度出産されたという方を指しているということですのでよろしいのかどうか、その点お伺いいたします。

それともう一点、これ新生児1人当たり5万円ですので、例えばお二人、3人、いわゆる双子、三つ子ってなった場合には、やはりそれぞれ1人5万円という考え方でよろしいのでしょうか。その点。

あと、先ほど課長が現金でっておっしゃいましたよね。これは、例えばギフト券みたいな形ではなく、現金で交付ということで考えてよろしいのかどうか、その点お聞かせください。

それとあと、同じく21ページ、湯野上保育所の光熱水費、これ増額補正ないのですね。しもごう保育所、それから学校関係は増額されているのですけれども、湯野上保育所というのは光熱水費の増額はないのでしょうか。それ1点お聞かせください。

それと、ページ23、新しい農の販路開拓支援事業で、再度ギフトセット、これは送るための送料の補助金だったかと思うのですが、これはやはり道の駅、物産館と両方で行うのか、その点お聞かせ願います。そして、何セットぐらい考えていらっしゃるのか。

お願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） 4番、山名田久美子議員からいただきましたご質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、1点目ですが、子育て応援交付金に対する経過措置、今年の4月1日以降に出生したお子様に対する給付をどうするのかというふうな点でございます。ご質問の中にもありましたとおり、昨年度妊娠をされて、今年度事業開始前に出生したお子様には、経過措置としてお一人当たり妊娠という行為に対しての5万円、出生ということに対しての5万円、合わせて10万円分を支給させていただく中身になっております。

あと、双子の場合はどうするのかというふうなご質問だったかと思いますが、双子に対してもお一人当たり5万円というような考え方になりますので、妊娠に対しての5万円と、お子様2人というようなことになるので、合わせまして15万円というふうな考え方になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ギフトというふうな名称がついていまして、私説明の中で現金というふうにご説明をさせていただいたのですが、国の想定では子育て向けのクーポン券というふうな想定で国のほうは計画しておるのですが、昨年年末に子育て支援の給付金というふうなのを、皆さん記憶に新しいかと思ひのですが、子供に対して現金の5万円とクーポンの5万円、同じような中身で支給する旨の給付金が昨年12月に多分国のほうで発されまして、その際もクーポンの使い道が少ない、あるいはクーポンの作成に係る費用が高額であるとかの理由がありまして、本町も含めまして全国的に現金給付というふうにさせていただいた経過がございますので、それらを受けまして今回につきましても、国のほうではクーポンというふうな想定ではおるのですが、保護者の使い勝手等を考えまして、現金で給付をさせていただきたいと考えております。

4点目の湯野上保育所の電気料、光熱水費の話になりますが、ご質問ございましたが、しもごう保育所につきましては高压電力の契約をされておりまして、その分料金が高くなることから今回補正予算のほうを計上させていただいておりまして、湯野上保育所については通常の電気契約、一般家庭と同様の電気契約となっております、既決予算のほうで対応が可能というふうになっておりますので、予算の計上のほうをさせていただいておりませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁、農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君） 4番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

議案書の23ページの新しい農の販路開拓支援事業ということで、51万円でございます。こちらにつきましては、送料と箱代ということで、3,000円のうち1,700円の補助を行っております。300セットを追加いたしまして、道の駅、それから物産館にそれぞれ150セットを追加するものでございます。300掛ける1,700円で51万円になりますので、よろし

くお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） ありがとうございました。内容的に大体分かりました。

ただ、今健康福祉課長がおっしゃったように、町内でクーポンというのはなかなか使えるところが少ないと思いますので、やはり前年どおり現金のほうが皆さんありがたいのかなとは思っていますので、ぜひそのようにお願いして、私の質問は終わります。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 私のほうからも1点質問させていただきます。

今ありました農の販路開拓支援事業なのですが、コロナ禍になって始まった事業であります。今までの効果はどうだったのか、お聞かせください。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えいたします。

販売実績といたしまして、11月10日現在、物産館が467セット、道の駅が650セット、計1,117セットでございました。大変好評でございまして、追加をしたいということで、品物にもよりますが、150セットずつということ追加の募集ということになりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） いいですか、2番。

小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 好評で追加販売、とてもいいことだと思うのですが、いつまでもこれ町の補助金を使ってやっているのではなくて、物産館もしくは道の駅の自立した事業で持っていくような形にするという考えは持っていないのか、また販路開拓というふうになっていますけれども、この辺の開拓に関してはどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（小玉智和君） 農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君） こちらのほうなのですが、夏、秋、冬という3期間を通してやっているということで、確かに補助金を使っておりますので、今1,117セットということでありましたが、その辺今後どのぐらいにするのかということも検討せざるを得ないと思ひますが、なおその辺につきましては生産者の農家さんと、あと物産館、道の駅を含めた中で、今後どうしていくかということを検討していきたいというふうには思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 2番、いいですか。

○2番（小椋淑孝君） はい。

○議長（小玉智和君） その前に、町長が補足説明あるそうです。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋議員のご質問にちょっと補足して説明しますが、この事業が始まったのは令和2年度からです。令和4年は3年目に入ります。これいずれも国の臨時交付金の中身で送料は手当てしております。今後、国の方針ですか、コロナ禍における臨時交付金がどのように交付されてくるのかによっても変わってきますけれども、小椋議員がおっしゃったように自立した物産館や観光公社、あるいは道の駅、振興株式会社になるように努力してまいりますので、よろしくその辺はご協力くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 2番、いいですか。

○2番（小椋淑孝君） はい。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 何点かご質問させていただきます。

まず、一般会計補正予算に関しましてご質問申し上げます。まず、歳入にございますが、今回6,198万4,000円の地方交付税が増額されたということで、合計しますと歳入合計で52億3,674万9,000円ということで、50億円を超えております。こう見ますと、要するに交付税による依存財源、これ4割を超えたという解釈でよろしいかどうか、その辺まず1点。

それから、今回役場庁舎を含め学校、保育所等、電気料のアップによる増額補正されておりますが、町では電気料に対する入札行為、これやっているのかどうか。単なる従来どおり東北電力と契約しているのか、あるいは入札をした後で東北電力が取っているのか、その辺ちょっとお伺いします。

それから、同じく18ページで、交通対策費の中で地方バス路線の運行委託料が388万2,000円増額補正されておりますが、歳入の分で県支出金が72万円減額されている。町の支出分として380万円ほど出ている。その辺、要するに県の支出金が減って町の持ち出しになるということの、どういう仕組みになったのか。

それから、実績だということでございますが、各路線ありますが、各路線での対前年比での実績というのは、少なくなっているということだと思うのですが、その辺の実績、まだ数字出ていないのか出ているのか分かりませんが、分かりましたらその実績教えてくださいたいと思います。

それから、23ページの歳出の面で、農業振興費の中で下郷町農業再生協議会の補助金として90万2,000円追加補正しております。説明書の中で見ますと、農水省でやっているeMAFFというのかな、導入に伴い発生する水田管理システムということなのですが、これってどんな、この内容全然説明なかったのです。これ新たなシステムとして導入するのか、従来農林課でやっている水田管理システム、それなのか、それをバージョンアップするための補助なのか、その辺の内容、ちょっと説明なかったので、これについてもご説明お願いいたします。

それから、ちょっと戻ります。ページ21、民生費の児童福祉総務費の中で報償金、入

学祝金が12万円減額補正されております。入学は4月ですから、何で今頃やるのかということもありますが、この実績、小学校入学何名、中学校入学で何名で実績どうなったのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

それから、農地費の中で倉檜堰の測量委託料が100万円減額されております。一般質問でも星昌彦議員がご質問されておりますが、この必要性というのは昌彦君のおっしゃるとおり、倉檜の水田農業にとっては重大な、大変関心の高いことではございますが、来年度以降、次年度の予算に新たにまた計上しておやりになるのかどうか。

それから、29ページの文化財整備費の中で、大内宿の峠の茶屋の整備費等で167万1,000円減額されております。今回、建物災害の共済金が306万6,000円の保険による充当ということでございますが、167万1,000円減額ということでございますが、この峠の茶屋の前回の修理というのをいつやったのか。私もちょっとはるか前で覚えておりませんが、おやりになった業者も知っておりますけれども、いつやったのか。

それから、冬期間かなりの量の雪が降るということで、冬期間の雪下ろし等の管理、これ誰がやって、年間冬場で何回やっているのか、まずその辺の状況をお教えいただきます。

それから、今回167万1,000円減額ですが、この修繕に関して特定業者に委託したのか、あるいは指名入札やったのか。そして、当然これだけの請け差が出たということではございませんけれども、落札価格は幾らになったのか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいま7番、佐藤盛雄議員からご質問がありました件につきまして、私のほうからは2点ほど回答したいと思います。

一般会計の総枠の中で依存財源についてということで、地方交付税の比率が4割程度になるのかという質問でございますが、総枠が52億円に対しまして地方交付税は20億円という形になりますので、4割近い依存率になると思われまして。

2つ目、町庁舎の電気料につきましては、入札は行われているのかどうかという質問でございますが、入札は実施しておりません。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えします。

まず、18ページにあります交通対策費の委託料ということで、地方路線バス運行委託料ということで388万2,000円増額計上しております。こちらの要因といたしましては、会津バスに委託しているのですが、今回の動力費並びに人件費の増ということで、増額補正という形になってございます。

前のページに戻りますが、16ページに総務費の県補助金ということで、企画開発費の補助金の中で今度は県の補助金のほうが減額になっておりますがということなのですが、こちらは当然県の補助事業に乗って行っておりますが、町で運行している路線が5

路線15系統でございます。当然それぞれの15系統について、運行経費並びに収支率というのを換算しております。そもそも補助率の換算の式がございまして、いわゆる路線収支率というのがございます。40%を境に、40%を超えたものに対しましては3分の2補助しますよ、40%いかなかったもの、未満に対しては6分の1の補助になりますよということで、収支率が下がれば下がるほど補助金が下がるというような要綱になっております。この15系統あるうち、それぞれ収支出しているのですが、1路線につきまして今回40%を切った数字になっております。手元の資料で恐縮なのですが、39.75%ということできりぎりちょっと切っただけで、こちらが6分の1の補助に減ったということで、総額で見ますとその分が補助が減ったために、15系統を総括して72万円減額になるというような中身になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

議案書23ページの6款農林水産業費の3目農業振興費の18節負担金、補助及び交付金の下郷町農業再生協議会補助金ということで90万2,000円ですが、こちらにつきましては先ほど佐藤議員の申し上げられました水田台帳のシステムということで、それに農林水産省への補助金の申請事務ということで、こちらをオンラインでできるということで、システムの改修費用ということになっております。こちらにつきましては、10分の10県の補助ということになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、同じく5目農地費の委託料でございますが、こちらにつきましては来年度におきましても計上していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） それでは、7番、佐藤盛雄議員からいただきました入学祝金についてのご質問にお答えさせていただきます。

入学祝金の実績はというふうな内容でございましたが、今年度、令和4年度につきまして支給をさせていただいた人数、72名になっております。内訳を申し上げますと、小学校については25名、中学校については47名というふうな数字になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 続きまして、教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 7番、佐藤盛雄議員の質問にお答えいたします。

初めに、下野街道峠の茶屋につきましては、平成14年に下野街道が史跡として指定されておりますので、それ以降の修繕につきましては、今現在は把握してございません。ただ、令和3年の2月及び……

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） 次長、マスク外して。

○教育次長（湯田浩光君） 失礼いたしました。

令和3年2月及び3月の大雪及び地震によりまして、茅屋根が崩落したということを確認しておりますので、令和3年度の予算におきまして7月に茅屋根の撤去作業を実施しております。さらに、今年度予算におきまして茅屋根の修復事業、こちらのほう完成しております。

なお、雪下ろし等でございますが、冬期間、年に最低1回は教育委員会事務局職員が現地に行きまして、除雪作業及び屋根の雪下ろし等を行っているというような状況でございます。なお、そのほかにも担当課のほうで、現地確認のほうには数回行っております。

さらに、入札の状況でございますが、こちらは指名競争入札でございます。2者による指名競争入札で、町内の業者が落札しております。金額につきましては、276万1,962円となっております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、いいですか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） ご説明ありがとうございました。

地方交付税の依存財源、52億円に対する21億円で、40%近くではなくて、単純に計算すると40.2%で、やはり自主財源が少なくなったという感じがしております。

あと、役場庁舎含めての電気料の入札はやっていないということでございますが、ほかの町村ですと入札行為でやっているところあります。環境衛生組合なんかも入札やったのですけれども、入札やった結果、同じ東北電力なのですが、入札行為によってその金額が下がるということで、結果的にやって安くなったのです。同じ東北電力取るにしても、やっぱり入札行為をしたほうが結果的には電気料が安くなるということもありますので、今後町長、検討したらいかがでしょうか。その件だけ1点。あと終わります。

○議長（小玉智和君） この問題は町長だな。

それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 大変大切なところをお聞きされていましたが、7番議員さん。実質環境衛生組合も、入札はしたのですが、結果的に最終的には金額が同じになったということをお確認しているのです。何だか、入札して安く落札したのだけれども、最終的な金額は元の金額に戻ってしまったと。電力会社のシステムというか、やり方がちょっと変わっているのか分からないですが、その前に、東北電力の前には違う会社にやったのです。違う会社が落札した。ここは町のあれではないです、環境衛生組合の話ですから。そうしたら、安くは取ったのだけれども、最終的にはまた同じ金額になってしまったと。こういう結果がありますので、ぜひ事務局へ行って、私も確認しますが、議員も確認してください。私はそう教えてもらいました、事務局長のほうに。ですから、入札行為については非常にいい案ですけれども、結果的に電気料というのは同じなのかなという感じはしていますけれども。そんなところでございます。

なお、補足で説明しますけれども、峠の茶屋の入札はしました。しかし、非常に安く

落札してしまったと。これも業者さんのほうの勉強不足だと私は思っているのです。やっぱり積算基礎をちゃんとしていただいて、損することのないようにやっていただきたいと私は思うのです。せっかく落札したから、私らはもっと高くしろとは言えませんから、ですからその辺は業者さんちょっと勉強してもらわないと困るのだ。そういうことですので、付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、今町長から説明あったので、いいですか、それで。

○7番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れないですね。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 大きく2つ質問させていただきます。

我が町は観光ということもありまして、非常に文化財が維持というのは大変だな、本当に教育委員会、スタッフ少ない中で、よく私も聞いたり、分かっているつもりなのですけれども、その中で2つご質問します。

実は1つ盛雄議員から先を越されましたけれども、これは峠の茶屋で私、イベントを人を集めてやるのです。あそこまで冬かんじきで歩くという。大変人気で、ここ2年間崩落していましたので、ちょっと恥ずかしいので、そこまで行かないで一里塚で済んだという、そういう実績を持っているのですけれども、実はこれから長い中で町予算を使ってあの茅葺きを維持していく、あれはひどいときは2回ほど教育委員会行ってしまったね、雪かき。どこから行くのだろうかとなって、スノーモービルで行くのかなとか、本当に1キロ弱なのですけれども、雪が全然違いますので。ですから、その辺の体制はこれから考えていかなければならないし、あとは今回の工事で考えたときに、強度化をしたという、ここが弱いので、ここにやっぱり金かけていきたいな、あるいはしたのだというところがあれば、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。何せとてつもない雪ですので。見に行くには楽しみなのですけれども。

もう一つは、これってタイトルが下野街道保護事業というものですから、これに関して私は何年も前から、これも大事だけれども、これの案内というか、案内標示がとにかく年季が来たのか、どこも悪いのです。有名な馬頭観音の碑は、張り切って行って説明するかと思ったら、真っ白い説明板があって、もう風化してしまっているのです。劣化してしまっている。あと、これもなかなか入り口、出口がこんなになって倒れたりしますから、それを私らは起こしたり、あれはなかなか直せないのです。あとは、これは地元の人のお世話になっているのでしょうけれども、何度か私たち個人で草刈りをしたと、街道沿い。この峠の茶屋周辺もそうなのです。ですから、もうそれぞれ年季が来ているのかな。この余った予算で一気に看板を100万円ぐらい積んで、すかっとやったらいいなって、そうはいかないのでしょうけれども、看板についてもそろそろ改修時期に来ているよというところをご確認ください。

それから、もう一つが今年は今地、一つには中山風穴……

（「邦夫先生、予算の関係で」の声あり）

○6番（玉川邦夫君）　そうですね。中山風穴の計画、5年が終わりました。すばらしい遊歩道並みなのですけれども、これは担当の方、渡部さんですか、と最後にしゃべったのですけれども……

（何事か声あり）

○6番（玉川邦夫君）　これ文化財って中山風穴ではないのですか。ごめんなさい。

（「入っていない」の声あり）

○6番（玉川邦夫君）　文化財維持管理補助金、違いますか。違ったら取り下げます。以上です。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君）　6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えいたします。

峠の茶屋の修復事業につきましては、文化庁と協議の上進めてございます。そのため、特にお金をかけて重点的に整備したというところはありません。あくまで元の原状に復旧するというのが前提ですので、前回同様に復元したものでございます。

なお、文化財等の案内標識、案内看板につきましては、順次整備を進めているところでございます。今後、必要なところは確認して整備をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君）　いいですか、今の答弁で。6番。

1番、星和志君。

○1番（星和志君）　先ほど盛雄議員が質問したところなのですが、聞き逃していたらすみません。eMAFFの中身は何でしょうか。

（何事か声あり）

○1番（星和志君）　すみません。下郷町農業再生協議会補助金、23ページですか。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

それでは、農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君）　1番、星和志議員のご質問にお答えいたします。

eMAFFなのですが、こちらは農業再生協議会で使っています農林水産省からのオンラインでの水田台帳システムということで、今回のシステム改修につきましては、補助金の申請がオンラインでできるということで、システム改修の費用になってございます。それが90万2,000円ということで、県の補助10分の10の補助になっております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君）　1番、星和志君。

○1番（星和志君）　こちらは、農業従事者の方たちには周知というか、PRというかはこれからされていくのですか。

（何事か声あり）

○1番（星和志君）　補助金申請システム……

（何事か声あり）

○1番（星和志君）　町がですか。町がやる。すみません。

○議長（小玉智和君） 分かりました。今町長から答弁させます。

○町長（星學君） 農林課長を補足説明します。

町から国に補助金を出すとき、オンラインでできますという事業のシステムの予算ですから。だから、そういう解釈して。説明ちょっと解釈されなかったのは残念ですけども、そういうシステムをやると。今ペーパーでやっていたものがオンラインでできますというシステムの費用です。ご理解ください。

○議長（小玉智和君） ただいま町長から説明があったのですが、いいですか。

○1番（星和志君） はい。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第5号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第63号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議会改革特別委員会報告について

○議長（小玉智和君） 日程第10、議会改革特別委員会報告についての件を議題といたします。

議会改革特別委員会に付託のその他議会に関する条例等の見直しについての件について、議会改革に関する特別委員会報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長より報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長、玉川邦夫君。

○議会改革特別委員長（玉川邦夫君） 議会改革特別委員会委員長、玉川でございます。

お手元にお配りの資料を御覧ください。過日、12月15日、下郷町議会議長に次のような報告をさせていただきました。この場を借りて、本議会において皆様に改めて議会改革に関する特別委員会の報告をさせていただきます。全てを読み上げることはしません。大筋のところでご報告に代えさせていただきます。

調査事件について。私たちの委託された内容としましては、下郷町議会基本条例の制定並びにその他議会に関する条例等の見直しについてでございました。今回は、その他議会に関する条例等の見直しについてまとめられましたので、ご報告することになりました。

今回の議会改革で私たちは、地方自治法102条の2第1項の規定に基づき、通年議会制の導入について検討してまいりました。通年議会とは、議員にとっては主体性とスピード感をもって議会審議や議員活動に当たることができるという議会改革の大きな目玉であります。以下に掲げる条例、規則、要綱等は、下郷町議会基本条例の趣旨を踏まえて制定、見直しを図ってきたものです。

1つ、下郷町議会会期等に関する条例の制定についてであります。このたびの大きな改革として通年議会制を導入することに伴い、地方自治法第102条の2に基づき、会期等

を新たに制定するものでございます。具体的なものは、以下に示されております。

2つ目として、下郷町議会通年議会実施要綱の制定についてであります。議会としての監視機能の強化を図り、主導的または機能的に対応するための通年議会を実施するために、新たに制定するものであります。以下、その具体的内容を示しておきました。

3つ目、下郷町議会会議規則の改正についてであります。改正ですので、今までの従来の現在まで我々これに沿ってやってきたわけですがけれども、この見直しを図ってきたということです。制定された議会基本条例に伴い、改正を要するものを中心に、全国町村議会議長会で示す標準会議規則に沿って修正するものでございます。具体的内容は、以下に細かく挙げております。

4つ目、下郷町議会の運営に関する基準の改正についてです。これも3と同じように、普通に私たちは既存のものはございます。それを見直したということでございます。下郷町議会通年議会実施要綱に沿った運営になることから、現在の運営基準を全国町村議会議長会で示す標準基準に沿って改正するものです。

最後に5つ目、下郷町議会申合せ事項の改正についてであります。これも既に今までできているものを見直したというものでございます。このたびの議会改革で取り入れられる通年議会制、一問一答方式、委員会活動等の充実に向けて、現在の申合せ事項をより具体的に改正するものです。具体的には、以下に述べてあります。

本日、この後に議員提出議案をさせていただきますが、内容は1、下郷町議会会期等に関する条例の制定（案）を出し、ほか3件は3月の定例会で提出させていただくことにしております。なぜかといいますと、条文等の厳密なチェック、改正の新旧の対照表を今精査しているところでございます。

終わりに、私たち特別委員会6名は令和2年9月に委嘱を受け、2年3か月の間議会改革の調査、検討を行ってまいりました。本日その最終報告となります。これによって下郷町議会基本条例、その他議会に関する条例等の見直しの全ての調査、検討を終了したことになります。

以上で報告を終わります。

○議長（小玉智和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 議会改革特別委員会の6名の皆様、本当にいろいろ、申合せ事項、あるいは例規集、いろいろな観点から比較検討されて、要するに議会の憲法と言うべきものだと思いますが、こういうものを精査して、ここまでたどり着いたということに改めて敬意を表する次第です。本当にご苦労さまでした。

今、ただ1点言葉で委員長報告の中でちょっと引っかけたのは、2番の調査の結果の中で、今回の議会改革で私たちという形で印字されておりますが、やはり議会での文言というのは私たちという使い方はあまり適当ではなくて、あるいは当委員会では、あるいは特別委員会という形にするのが大体の、議会での文言の使い方としてはそちらのほうがいいような気がしたのです、一応。その辺ちょっと気になったものですから、どうなのでしょう。議長、その辺の取扱い、よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、ただいま7番、佐藤盛雄君から、この使い分けですね。

それでは、委員長、玉川邦夫君、ただいまの質問に対してどうでしょうか。

○議会改革特別委員長（玉川邦夫君） ありがとうございます。ごもっともな指摘だというふうに思っています。気をつけたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） では、そのように。

それと、今町長、星學君。

○町長（星學君） 発言させてください、議長。よろしいですか。

ただいまの7番議員さんがおっしゃったとおり、これは記録に残ります、記録に。訂正しなければ。私はそう議長さんをお願いします。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 今ほど町長から言われたとおり、公文書でございますので、議事録に残るということで、できれば委員長報告のこの文言を訂正して、再度出し直しということとは可能かどうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、暫時休憩いたします。（午前11時50分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午後3時25分）

なお、この再開時間が遅れまして、大変申し訳ありませんでした。

それでは、先ほどの報告書の修正について議会運営委員会を開催し、報告書を修正し、差し替えることで了承されましたので、修正後の資料を配付いたします。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、配付漏れなしと認めます。

それでは、修正内容について議会改革特別委員会委員長より説明をさせます。

議会改革特別委員会委員長、玉川邦夫君。

○議会改革特別委員長（玉川邦夫君） 議会改革特別委員会の委員長の玉川でございます。

先ほどは大変ご指導、ご指摘ありがとうございました。言葉の不備、さらには不適切な表現、多々ございました。改めておわび申し上げます。今お手元に修正箇所を印刷したものをお配りいたしました。この赤い文字が入っているのがその修正箇所でございます。改めてその部分だけご説明をいたします。

1枚目、一番上段のところにあります「下郷町」、この言葉を入れました。「下郷町議会基本条例を基にして」。2段目、「その他議会に関する条例等の見直し」、大変失礼しました。これ非常に初歩的な、「令」という、条例の「例」、間違っておりましたので、訂正します。さらに、「調査結果を下記の通り決定したので、会議規則第73条の規定により報告いたします」、この「第」というのを明記してありませんでしたので、付け加えました。

次、調査事件について。ここでも条例の「例」が間違っておりました。訂正しました。

次、大きな2つ目、調査の結果。「今回の議会改革特別委員会では」、この部分が大

変不適切な表現をしていたものですから、このように訂正いたしました。それから、「地方自治法第102条」、「第」が抜けておりました。次に、3段目に行きまして、「議会での審議」、ここは「議会審議」でございましたけれども、表現を一部修正させていただきました。議会「での」審議。次、後半のほうに行きまして、「議会改革の大きな目玉」、この文書にはちょっとふさわしくないのではないかという「目玉」を「柱」という表現で訂正いたしました。

次、1番目、下郷町議会「の」が抜けておりました。「議会の会期等に関する条例の制定」、「の」が抜けておりましたので、入れました。次の段で、後ろのほうになります。地方自治法、下の段につながりながら、第102条の2「の規定」という言葉を入れました。ここがない文字だったので、これを入れることによって文章を明確にしている。

次、2枚目のほうに移ります。2の引き続いて3段目になります。「なお、町長、議員等から議会の再開を要求されたときは、地方自治法」、「地方」が抜けておりました。さらに、下に参りまして、「文書による質問」、その下に「文書質問」というかぎ括弧がありましたけれども、これをもう少し分かりやすい表現ということで「文書で質問が」、それぞれ文字を入れました。

3のところ。ここは全て頭に「下郷町議会基本条例」、「下郷町議会の会期に関する条例」、「下郷町議会通年議会実施要綱」と「下郷町」をはっきり明記いたしました。その下、「電子採決」、最初は「採択」という言葉でしたけれども、条例をもう一度見直してみたら「電子採決」の誤りでございました。訂正しました。その下は、これもフルネームといいますか、「標準会議規則」というふうに言葉を改めました。

大きな4番でございます。下郷町議会の運営に関する基準の改正について。「会議規則」がいずれも「標準基準」になっておりましたので、「会議規則」に改めております。さらに、「下郷町議会通年議会実施要綱」、上に合わせまして「下郷町」を頭につけました。その下の「下郷町議会全員協議会に関する規程」とかでも「下郷町」を頭につけておきました。

以上、訂正箇所を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議会改革特別委員会報告についての件を採決します。

この委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会報告についての件は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程第11 議員提出議案第9号 下郷町議会の会期等に関する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第11、議員提出議案第9号 下郷町議会の会期等に関する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） それでは、お諮りします。

本案については、提案理由に記載のとおりでありますので、会議規則第37条第2項の規定に基づき、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第9号の件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第9号 下郷町議会の会期等に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 閉会中の継続審査申出について

○議長（小玉智和君） 日程第12、閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長からお手元に閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、朗読を省略し、お配りの発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件につきましては、発議のとおりで決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査申出についての件は、発議のとおり決定いたしました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第4回下郷町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございます。（午後 3時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月22日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員